

令和元年度
大阪府消費者施策の実施状況
(平成30年度の実績を含む)

令和元年9月

大阪府消費生活センター

目 次

1. 消費者施策体系	1
2. 大阪府消費者基本計画 概要	2
3. 担当部課別事業一覧	3
4. 体系別事業一覧	7
I. 消費者の安全・安心の確保	7
I-1. 商品・役務の安全性の確保	7
I-2. 消費者取引の適正化	10
(1) 不当な取引行為の防止等	10
(2) 価格・商品の表示、広告等の適正化	12
I-3. 消費者への情報提供	15
I-4. 個人情報の保護	22
I-5. 物価安定対策	23
II. 消費者の自立への支援	24
II-1. 高度情報通信社会への対応	24
II-2. 環境に配慮した消費生活の推進	27
II-3. 高齢者、障がい者、若者等への支援	30
III. 消費者教育に関する計画的な施策の推進	34
(1). 多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育の推進	34
①学校等における消費者教育	34
②大学・専門学校等における消費者教育	36
③地域における消費者教育	37
④家庭における消費者教育	38
⑤職域における消費者教育	39
⑥消費者教育拠点としての消費生活センターの活用	40
(2). 消費者教育の人材（担い手）の育成及び活用	41
①小学校・中学校・高等学校・支援学校等における教職員	41
②消費生活相談員等	42
③地域における消費者教育の人材（担い手）	43
(3). その他	44
IV. どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり	48
—消費者被害の早期解決と救済に向けて—	48
IV-1. 府の消費生活相談体制の充実・強化	48
①高度で専門的な相談への対応力強化（相談員の育成・資質向上）	48
②府消費生活センターほか各種相談窓口の連携による相談体制の充実強化	49
③府における消費生活相談窓口の周知強化（広報強化）	51
IV-2. 市町村相談体制への支援	52
①市町村消費生活相談員等の育成・資質向上等	52
②市町村における消費生活相談業務の支援	53
IV-3. 消費者問題の早期解決支援	54
(1) あっせん、調停の活用	54
(2) 訴訟への支援	55
(3) 高齢者、障がい者等の被害解決への支援	56
(4) 警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進	59
V. その他（総合調整、補助金による市町村支援、団体との連携強化等）	60

参考資料

1. 大阪府消費者保護条例の体系
2. 消費者行政主要組織図
3. 消費者施策に関する法令等について

1. 消費者施策体系

消費者施策の推進	項目
I 消費者の安全・安心の確保	
1 商品・役務の安全性の確保	I - 1
2 消費者取引の適正化	
(1) 不当な取引行為の防止等	I - 2 - (1)
(2) 価格・商品の表示、広告等の適正化	I - 2 - (2)
3 消費者への情報提供	I - 3
4 個人情報の保護	I - 4
5 物価安定対策	I - 5
II 消費者の自立への支援	
1 高度情報通信社会への対応	II - 1
2 環境に配慮した消費生活の推進	II - 2
3 高齢者、障がい者、若者等への支援	II - 3
III 消費者教育に関する計画的な施策の推進	
(1) 多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育の推進	
① 学校等における消費者教育	III - (1)①
② 大学・専門学校等における消費者教育	III - (1)②
③ 地域における消費者教育	III - (1)③
④ 家庭における消費者教育	III - (1)④
⑤ 職域における消費者教育	III - (1)⑤
⑥ 消費者教育拠点としての消費生活センターの活用	III - (1)⑥
(2) 消費者教育の人材(担い手)の育成及び活用	
① 小学校・中学校・高等学校・支援学校等における教職員	III - (2)①
② 消費生活相談員等	III - (2)②
③ 地域における消費者教育の人材(担い手)	III - (2)③
(3) その他	III - (3)
IV どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり —消費者被害の早期解決と救済に向けて—	
1 府の消費生活相談体制の充実・強化	
① 高度で専門的な相談への対応力強化(相談員の育成・資質向上)	IV - 1①
② 府消費生活センターほか各種相談窓口の連携による相談体制の充実強化	IV - 1②
③ 府における消費生活相談窓口の周知強化(広報強化)	IV - 1③
2 市町村相談体制への支援	
① 市町村消費生活相談員等の育成・資質向上等	IV - 2①
② 市町村における消費生活相談業務の支援	IV - 2②
3 消費者問題の早期解決支援	
(1) あっせん、調停の活用	IV - 3(1)
(2) 訴訟への支援	IV - 3(2)
(3) 高齢者、障がい者等の被害解決への支援	IV - 3(3)
(4) 警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進	IV - 3(4)
V その他(総合調整、補助金による市町村支援等)	

大阪府消費者基本計画

概要

【消費生活センター】

大阪府消費者保護条例

- 大阪府消費者保護条例の基本理念
 - ・「消費者の権利の確立」
 - ・「消費者の自立の支援」
- 府消費者保護条例第8条第1項「知事は、消費者施策を計画的に推進するた

めの基本的な計画を策定するものとする。」(府消費者保護条例：平成26年4月1日改正施行)

基本計画策定の経緯

- 平成26年9月5日に府消費者保護審議会から知事に計画策定についての意見を答申。(平成26年2月10日に知事から府消費者保護審議会に対し策定について諮問。)
- 平成26年12月10日から平成27年1月8日までパブリックコメントを実施。
 - ＜主な意見＞ 延べ300件の意見提出
 - ・悪質事業者通報窓口の設置 (26件)
 - ・市町村支援(センター化・業務支援強化)中核センター機能の強化 (25件)
 - ・数値目標、管理指標の設定、重点施策の設定について (21件)
 - ・事業者指導の強化、情報分析、検証等について (18件)

第1章 計画策定について

- 1. 計画策定の基本的な考え方
安全・安心な消費生活を営むことのできる社会の実現に向け、今後の府の消費者施策の方向性を示すものとする。
- 2. 計画の期間
平成27年度から31年度までの5年間とする。
(※社会経済環境等の変化に対応し必要に応じ見直し)

第2章 消費生活をめぐる現状と課題

- 1. 消費者を取り巻く環境の変化
人口減少社会・高度情報通信社会・消費生活のグローバル化・環境問題・エネルギー問題・「食」の諸問題(ほか)
- 2. 府における消費者相談等の状況
府消費生活相談の概要・特殊詐欺の発生状況・悪質事業者に対する行政処分、指導等の状況(ほか)
- 3. 府における消費者行政の課題と対応の方向性
消費者の安全・安心の確保、自立への支援、消費者教育の推進、消費者被害の防止、救済・府と市町村における機能の充実・強化、連携、役割分担

第3章 消費者施策の基本的な考え方・理念 <府消費者行政の方向性>

- 1. 基本的な考え方・理念
府、市町村、事業者、事業者団体、消費者(府民)、消費者団体がそれぞれの責務と役割を認識して主体的に責任ある行動をとり、お互いが協力し合いながら、安全・安心な消費生活の実現、そのための「消費者市民社会」の構築を目指す。
- 2. 消費生活の現状等を踏まえた重要な視点
府民の安全・安心な消費生活の実現に向けて施策を行う上で必要となる重要な視点
(1)特性等に配慮した的確な情報提供・啓発及び相談体制の充実・強化等
(2)消費者教育の充実・強化
(3)各主体の役割分担に応じた取組と連携
(4)法令等に基づく事業者指導等

- 3. 行政・事業者・消費者等の責務と役割
適切な役割分担による効果的、効率的な消費者行政の推進
(1)府の責務
広域的自治体として、府域の消費者行政の中核機能を果たす。市町村への支援、法律や条例に基づく事業者への適切な指導、処分等。
(2)事業者、事業者団体の責務
関係法令の順守、安全・安心な商品や役務の提供と公正な取引、消費者へのわかりやすい情報提供と苦情処理体制の確立。
(3)消費者(府民)、消費者団体の役割
・消費者

知識の習得や情報収集に努め、自主的、合理的な判断のもとに行動し、自らの消費行動が社会に及ぼす影響を考え、公正かつ持続可能な社会の形成に参画していく責任ある行動を取る「消費者市民」となることが求められる。

- ・消費者団体
消費者にとって必要な情報収集と提供、啓発活動を行うとともに、消費者の声を集約し、表明していくことも必要。

第5章 関係機関、団体との連携強化等

- 1. 国・他都道府県・市町村との連携
- 2. 消費者団体等への支援と連携
- 3. 事業者・事業者団体との連携
- 4. 大学、研究機関、公益的団体等との連携
- 5. 弁護士会等との連携
- 6. 関係者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保

第4章 総合的、計画的に講ずべき施策の方向性

基本目標Ⅰ 消費者の安全・安心の確保

商品・役務の安全性確保のため、庁内関係部局や府内市町村と連携し、事業者に対し適正かつわかりやすい情報提供を促すとともに、消費者への適切な正確な情報の提供、関係法令や条例に基づく悪質な事業者に対する処分や指導を行い、消費者被害の未然防止と拡大防止を図り、消費者の安全・安心の確保に努める。

- 1 商品・役務の安全性の確保……健康食品による健康被害を防止するための製造・販売施設への関係法令等に基づく合同立入など
- 2 消費者取引の適正化……特高法、景品表示法、条例に基づく処分、指導等 事業者への情報提供など
- 3 消費者への情報提供……「くらしすと」や府IPによる情報提供、講演会やイベントによる情報発信など
- 4 個人情報保護……事業者等に対する注意喚起、個人情報保護条例の適切な運用
- 5 物価安定対策……生活関連物資等の買占め及び売出しみに対する緊急措置への対応と条例に基づく報告

基本目標Ⅱ 消費者の自立への支援

消費者が自主的かつ合理的な判断のもとに商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を送るため、悪質高法の手口や消費者事故情報などの必要な情報を迅速に提供し、啓発や消費者教育による自立した消費者の育成に取り組む。

- 1 高度情報通信社会への対応……学校への講師派遣、DVD、若者向けWebサイト等の活用による情報提供など
- 2 環境に配慮した消費生活の推進……太陽光パネルの普及促進、グリーン購入の推進、リサイクル関係法令の周知など
- 3 高齢者・障がい者、若者等への支援……DVDやWebサイト等を活用した情報提供や啓発、地域包括支援センター・社会福祉協議会等との連携など

基本目標Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進

「大阪府消費者教育推進計画」の性格を持つもの
消費者の社会的役割と、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解と関心を深めながら、自ら考え行動する自立した消費者を育成するため、幼児期から高齢期までの各段階に応じた、さまざまな特性等に応じた適切な方法により、多様な主体や他施策と連携を図りつつ効果的な消費者教育の推進に努める。

- 1 消費者教育の推進の考え方……「消費者の自立支援」、「消費者市民社会の形成に寄与」(持続可能な社会の実現に貢献)
- 2 消費者教育の推進の基本的な方向……「消費者の自立支援」、「消費者市民社会の形成に寄与」(持続可能な社会の実現に貢献)
- 3 消費者教育の推進の内容

(1) 多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育の推進

- ・学校(小・中・高、支援学校等)……教材の提供、出前講座の実施、金融広報委員会との連携による金融教育の実施など
 - ・大学・専門学校等……学生が自ら行う消費者教育への支援、大学等との連携によるボランティアや学園祭の活用検討など
 - ・地域・家庭・職場……市町村や団体等との連携による講座やイベントの開催、事業者へ従業員教育実施の働きかけなど
 - ・消費生活センターの活用……様々な媒体を活用し広く府民に消費者教育、啓発の機会を提供、消費者団体と連携しイベント等を実施など
- (2) 消費者教育の人材(担い手)の育成及び活用
- ・教職員……研修会の実施 教材紹介など情報提供など
 - ・消費生活相談員等……実践的研修の実施、情報提供など
 - ・地域における担い手……高齢者等の支援者への研修など

基本目標Ⅳ どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり 一消費者被害の早期解決と救済に向けて一

消費者に最も身近な存在である市町村における窓口の整備・充実とともに、府センターが広域的で高度な案件に対応できる市町村消費生活センターの中核センターとして消費生活相談体制の充実に取り組む。

- 1 府の消費生活相談体制の充実・強化……府相談窓口の高度化・専門化のための研修、庁内各種相談窓口との連携など
- 2 市町村相談体制への支援……相談員等への研修や共同事例研究会の開催による窓口の強化、法律相談、相談窓口専用ウェブサイトの運営など
- 3 消費者問題の早期解決支援……あっせん・調停の活用、高齢者施策との連携強化、警察による防犯と犯罪取締りの推進など

第6章 計画の推進体制と進捗管理

- 1. 計画の推進体制
「大阪府消費者行政推進本部会議」の運営
- 2. 計画の進捗管理
「消費者保護審議会」への報告と府民への公表
- 3. 計画の見直し
進捗、社会情勢等を踏まえ、必要に応じ見直す

おわりに 消費者市民社会の一員として

- 「消費者市民社会」の構築に向け、ともに行動しましょう。
- ★自ら考え合理的な判断を行い、行動する消費者になりましょう。
- ★持続可能な社会の構築のため、省エネや無駄のない行動に努めましょう。
- ★商品等の購入や契約時等は、表示や契約内容をよく確認しましょう。
- ★不正な事業者とは取引しないようにしましょう。
- ★災害時などはもとより、常に社会全体のことを考えて行動しましょう。

「安全・安心な消費生活の実現」のため
「消費者市民社会の構築」をめざす

3.担当部課別事業一覧

部	室課	事業	基本目標番号	再掲箇所				
府民文化部	消費生活センター	製品関連被害防止・救済のための商品テスト	I-1	IV-1-①				
		消費者保護条例に基づく危害防止	I-1	I-3				
		消費生活用製品の監視取締り	I-1					
		家庭用品品質表示の指導取締り	I-1	I-2-(2)				
		消費者保護条例等に基づく不当な取引行為及び訪問販売等の指導取締り等	I-2-(1)					
		前払式特定取引業者の指導監督等	I-2-(1)					
		ゴルフ場等の会員契約に関する不当な行為の指導取締り	I-2-(1)					
		消費者行政関連会議、研修会の出席	I-2-(1)	V				
		事業者に対する関係法令等の説明会の実施	I-2-(1)	I-2-(2)				
		不当景品・不当表示の指導取締り	I-2-(2)					
		消費生活情報の提供	I-3	II-1	II-3	III-(1)-⑥		
				IV-1-③	IV-3-(3)			
		ウェブサイトの運用	I-3	IV-1-③				
		若者向けウェブサイトの運用	I-3	II-1	II-3	III-(1)-①		
		消費者問題講演会(府市連携事業)	I-3					
		消費者フェアの実施	I-3	III-(1)-③	III-(1)-⑥	V		
		消費者保護条例に基づく自主行動基準の策定・届出	I-3					
		総合案内の運営及び消費者啓発事業の実施(府市連携事業)	I-3	III-(1)-⑥				
		相談事業等を通じての個人情報保護にかかる事業者への注意喚起	I-4					
		センター内の個人情報の適正管理	I-4					
		生活二法の適正な運用	I-5					
		消費者保護条例による緊急措置	I-5					
		中核的センター機能充実強化研修	II-1	III-(2)-②	IV-1-①			
		市町村相談員総括者研修	II-1	III-(2)-②	IV-2-①			
		消費者教育講師派遣	II-1	III-(1)-①				
		消費のサポーター養成・更新講座	II-1	II-3	III-(1)-③	III-(2)-③	IV-3-(3)	
		高齢者向け「消費者問題ミニ講座」への講師派遣	II-1	II-3	III-(1)-③	III-(2)-③	IV-3-(3)	
		高齢者等の見守り者対象の講座の実施	II-3	III-(1)-④	III-(2)-③	IV-3-(3)		
		夏休み若者向け特別啓発	II-3	III-(1)-①				
		福祉部と連携した見守り強化	II-3	III-(2)-③				
		消費者教育教材活用推進	II-3	III-(1)-①	III-(2)-①			
		成年年齢下げに伴う集中啓発	II-3	III-(1)-①				
		大学生期における消費者教育	II-3	III-(1)-②	III-(2)-③			
		特殊詐欺等被害防止に向けた広報啓発活動	II-3	III-(3)	IV-3-(3)			
		高校生による消費者教育	III-(1)-①					
		消費者教育の推進	III-(1)-①					
		金銭教育の普及等	III-(1)-③					
		社会教育施設等への情報提供及び教材等の貸し出し	III-(1)-④					
		教職員への消費者教育	III-(2)-①					
		市町村消費者行政職員等研修会の実施	III-(2)-②	IV-2-①				
		消費生活相談及び苦情処理	IV-1-①					
		国民生活センター研修の受講	IV-1-①	V				
		共同事例研究会の実施	IV-2-①					
		巡回相談・経由相談の実施	IV-2-②					
		市町村相談体制整備支援	IV-2-②					
		法律相談の実施	IV-2-②					
		大阪府消費者行政強化・推進事業補助金	IV-2-②	V				
		商品テスト事例研究会の実施	IV-2-②					
		大阪府消費生活苦情審査委員会の運営	IV-3-(1)					
		訴訟の援助	IV-3-(2)					
大阪府消費者保護審議会の運営	V							
大阪府消費者行政推進本部会議の運営	V							
消費者施策に関する大阪市との連携	V							
市町村との連携	V							

3.担当部課別事業一覧

部	室課	事業	基本目標番号	再掲箇所				
政策企画部	危機管理室消防保安課	高圧ガス・LPガス・火薬類(がん具煙火)の指導取締り	I-1					
		電気用品安全法、ガス事業法の指導取締り	I-1					
	青少年・地域安全室青少年課	大阪の子どもを守るネット対策事業	II-1	III-(1)-①				
	青少年・地域安全室治安対策課	大阪府特殊詐欺被害防止緊急対策事業(啓発事業)	II-3	III-(3)				
総務部	統計課	大阪市消費者物価指数の作成	I-5					
府民文化部	男女参画・府民協働課	消費生活協同組合の許認可及び指導	V					
	府政情報室広報広聴課	府民相談	IV-1-②					
	都市魅力創造局企画・観光課	旅行業法に基づく府知事登録業者への適正指導(報告徴収及び立入検査等)	I-2-(1)					
	都市魅力創造局国際課	府民相談	IV-1-②					
福祉部	地域福祉推進室地域福祉課	福祉サービス第三者評価事業の推進	I-3					
		地域権利擁護総合推進事業	II-3	IV-3-(3)				
		日常生活自立支援事業	II-3	IV-3-(3)				
		福祉サービスに関する苦情解決	II-3	IV-3-(3)				
	障がい福祉室障がい福祉企画課	障がい福祉サービスに関する相談・苦情解決体制づくり	II-3	IV-3-(3)				
	高齢介護室介護支援課・介護事業者課	介護保険制度における相談・苦情解決体制の推進	II-3	IV-3-(3)				
高齢介護室介護事業者課	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度」	I-3						
健康医療部	保健医療室保健医療企画課	府民相談	IV-1-②					
	保健医療室医療対策課	感染症の予防に関する知識の普及	I-3	III-(3)				
		救急医療の適正利用	I-3	III-(3)				
		献血意識の高揚	I-3	III-(3)				
	健康推進室健康づくり課	栄養知識の普及	I-3	III-(3)				
		生活習慣病に関する知識の普及	I-3	III-(3)				
	薬務課	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、指定薬物及び毒物劇物に関する監視指導	I-1	I-2-(2)				
		健康食品安全対策事業	I-1	I-3				
		医薬品の適正使用の推進	I-3	III-(3)				
		薬物乱用防止対策の推進	I-3	III-(3)				
	食の安全推進課	食品衛生に関する監視取締り	I-1	I-2-(2)				
		食品衛生知識の普及	I-1	III-(3)				
		食品表示適正化推進事業	I-2-(2)					
環境衛生課	有害物質等を含有する家庭用品の監視取締り	I-1						
	住居衛生対策事業	I-3						
商工労働部	中小企業支援室金融課	多重債務者対策の推進	IV-1-②					
	計量検定所	適正計量の確保	I-2-(2)	III-(3)				

3.担当部課別事業一覧

部	室課	事業	基本目標番号	再掲箇所				
環境農林水産部	エネルギー政策課	太陽光パネル設置普及啓発事業	Ⅱ-2					
		府民参加型太陽光発電促進事業	Ⅱ-2					
		地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業	Ⅱ-2					
		グリーン購入の推進	Ⅱ-2					
		環境教育・環境保全活動の推進	Ⅱ-2	Ⅲ-(3)				
		省エネ行動の実践の促進	Ⅱ-2	Ⅲ-(3)				
		温暖化「適応」推進事業	Ⅱ-2					
	循環型社会推進室資源循環課	リサイクル社会推進事業	Ⅱ-2					
		プラスチック対策推進事業	Ⅱ-2					
	環境管理室事業所指導課	生活排水対策の推進	Ⅱ-2					
	環境管理室環境保全課	エコカーの普及促進	Ⅱ-2					
		駐車時におけるアイドリングストップの推進	Ⅱ-2					
		おおさか交通エコチャレンジ推進運動	Ⅱ-2					
	農政室推進課	青果物価格安定対策事業	Ⅰ-5					
		大阪エコ農業総合推進対策事業	Ⅱ-2					
	流通対策室	米穀等の産地情報に関する表示の適正化の推進	Ⅰ-2-(2)					
		中央卸売市場事業	Ⅰ-5					
地方卸売市場の運営の指導		Ⅰ-5						
大阪産(もん)ブランド化の推進		Ⅱ-2						
食品ロス削減対策検討事業		Ⅱ-2						
消費者行動促進支援事業		Ⅱ-2						
都市整備部	交通道路室	自動車運転代行業者への適正指導(報告徴収及び立入検査等)	Ⅰ-2-(1)					
住宅まちづくり部	都市居住課	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度」	Ⅰ-3					
		大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	Ⅰ-3					
		住宅瑕疵担保履行法にかかる情報提供	Ⅰ-3					
		大阪の住まい活性化フォーラムにおけるリフォーム・リノベーションの普及・啓発	Ⅰ-3	Ⅲ-(3)				
		大阪の住まい活性化フォーラムにおける『大阪版・空家バンク』の設置	Ⅰ-3					
		大阪府住宅リフォームマイスター制度	Ⅰ-3	Ⅲ-(3)	Ⅳ-1-②			
		住まい・まちづくり教育の普及	Ⅲ-(1)-①					
		住宅相談の実施	Ⅳ-1-②					
		分譲マンション管理・建替えサポートシステム	Ⅳ-1-②					
		大阪の住まい活性化フォーラムにおける住まいの相談の実施	Ⅳ-1-②					
	建築指導室建築安全課	「大阪・工事監理の星」制度への支援	Ⅰ-3					
		防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針の公表	Ⅰ-3					
		建築物に附属する特定の設備等の安全確保	Ⅰ-3					
	建築振興課	建築基準法及び建築士法に基づく情報提供等	Ⅰ-3					
		宅地建物取引の適正指導	Ⅰ-2-(1)					
		住宅瑕疵担保履行法にかかる情報提供	Ⅰ-3					
		宅地建物取引及び建設工事請負契約に関する啓発	Ⅰ-3	Ⅲ-(3)				
教育庁	教育振興室高等学校課	学習指導要領に基づく消費者教育	Ⅲ-(1)-①					
		「大阪府金融広報委員会」との連携	Ⅲ-(1)-①					
	教育振興室支援教育課	学習指導要領に基づく消費者教育	Ⅲ-(1)-①					
	市町村教育室小中学校課	「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク連絡会議」における関係機関等との連携	Ⅱ-1					
		学習指導要領に基づく消費者教育	Ⅲ-(1)-①					
	市町村教育室地域教育振興課	「大阪府金融広報委員会」との連携	Ⅲ-(1)-①					
		社会教育施設等への情報提供及び教材等の貸し出し	Ⅲ-(1)-④					
教育センター		学校教員の消費者教育研修の実施	Ⅲ-(2)-①					

3.担当部課別事業一覧

部	室課	事業	基本目標番号	再掲箇所			
警察本部生活安全部	府民安全対策課	特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発活動	Ⅱ-3	Ⅲ-(3)	Ⅳ-3-(3)		
		圧着ハガキの郵送による広報啓発活動費(特殊詐欺対策)	Ⅱ-3	Ⅲ-(3)	Ⅳ-3-(3)		
		「おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター」の開設	Ⅱ-3	Ⅲ-(3)	Ⅳ-3-(3)		
	サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪に対する指導・取締り	Ⅱ-1				
		不正アクセス行為の再発防止のための援助	Ⅱ-1				
		インターネットバンキングや偽ショッピングサイト被害等における消費者に対する広報啓発活動	Ⅱ-1				
	生活経済課	悪質商法110番の設置	Ⅳ-1-②	Ⅳ-3-(4)			
		警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進	Ⅳ-3-(4)				
	生活環境課	警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進	Ⅳ-3-(4)				

4. 体系別事業一覧
I 消費者の安全・安心の確保
1. 商品・役務の安全性の確保

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号																																																					
		H30最終	R1当初	部	室課名																																																						
製品関連被害防止・救済のための商品テスト	<p>製品関連被害の未然・再発防止等安全確保の観点から商品のテストを行い、消費者の商品知識の向上を図る。</p> <p><平成30年度実績> ・消費生活相談及び苦情の処理に必要な鑑別テスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品目</th> <th colspan="3">相談苦情テスト</th> <th rowspan="2">技術相談件数</th> </tr> <tr> <th>相談件数</th> <th>商品点数</th> <th>テスト数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品一般</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>被服品</td> <td>12</td> <td>22</td> <td>309</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>住居品</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>170</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽品</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>70</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>保健衛生品</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>34</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>1</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>光熱水品</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19</td> <td>52</td> <td>601</td> <td>253</td> </tr> </tbody> </table> <p>[根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター条例]</p>	品目	相談苦情テスト			技術相談件数	相談件数	商品点数	テスト数	商品一般	0	0	0	0	被服品	12	22	309	89	住居品	3	9	170	60	教養娯楽品	2	2	70	45	保健衛生品	1	1	34	9	食料品	1	18	18	24	光熱水品	0	0	0	2	その他	0	0	0	24	計	19	52	601	253	8,313	8,313	府民文化部	消費生活センター	⑤
品目	相談苦情テスト			技術相談件数																																																							
	相談件数	商品点数	テスト数																																																								
商品一般	0	0	0	0																																																							
被服品	12	22	309	89																																																							
住居品	3	9	170	60																																																							
教養娯楽品	2	2	70	45																																																							
保健衛生品	1	1	34	9																																																							
食料品	1	18	18	24																																																							
光熱水品	0	0	0	2																																																							
その他	0	0	0	24																																																							
計	19	52	601	253																																																							
消費者保護条例に基づく危害防止	<p>商品や役務によって危害が発生し、又はそのおそれがあると認める場合において、現行法令で対処できない時は、事業者に必要な措置をとるよう勧告するとともに、府民に周知する。</p> <p>[根拠法令等：大阪府消費者保護条例]</p>	府民文化部	消費生活センター	—																																																					
消費生活用製品の監視取締り	<p>消費者の生活の用に供される製品による生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、特定製品（家庭用圧力鍋等9品目）及び特定保守製品（屋内式ガス瞬間湯沸器等9品目）の販売業者に対し、立入検査等を実施する町村に対し移譲事務交付金を交付する。（H19.4.1から町村へ移譲・市は自治事務）</p> <p><平成30年度移譲事務交付金> 9町1村（全町村）：279千円</p> <p><平成30年度市町村の検査等の実績> ○特定製品 ・立入店舗数 44店 ・調査件数 512点 ・違反件数 0件 ○特定保守製品 ・立入店舗数 0店 ・違反件数 0件</p> <p>[根拠法令等：消費生活用製品安全法、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例]</p>	304	292	府民文化部	消費生活センター	⑥																																																					
家庭用品品質表示の指導取締り	<p>消費者の利益を保護するため、一般小売業者に対し立入検査を実施し、不備・不適正事項を排除するために指導等を実施する町村に対し移譲事務交付金を交付する。（H19.4.1から町村へ移譲・市は自治事務）</p> <p><平成30年度移譲事務交付金> 9町1村（全町村）：291千円</p> <p><平成30年度市町村の検査等の実績> 検査店舗数 77店 検査点数 81,066点 適正表示率 99.9%</p> <p>[根拠法令等：家庭用品品質表示法、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例]</p>	334	313	府民文化部	消費生活センター	⑥																																																					

4. 体系別事業一覧
 I 消費者の安全・安心の確保
 1. 商品・役務の安全性の確保

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
高圧ガス・LPガス・火薬類（がん具煙火）の指導取締り	<p>高圧ガス、LPガス、火薬類（がん具煙火）による災害の未然防止を図り、公共の安全を確保するため、関係事業所等に対する保安指導を実施する。また、販売業者が適正な保管、運用を行うよう立入指導を実施する。 （高槻市を除く42市町村に移譲済（H31年4月時点））</p> <p><平成30年度移譲事務交付金> ○高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬類取締法 交付金額 52,020千円</p> <p><平成30年度市町村の検査等の実績> ○高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬類取締法 立入件数 1,694件</p> <p>[根拠法令等：高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法、大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例]</p>	61,036	60,200	政策企画部	危機管理室 消防保安課	⑧
電気用品安全法、ガス事業法の指導取締り	<p>電気用品安全法、ガス事業法にかかる安全性の確保につき、電気用品及びガス販売事業者に対し、危険及び障害の発生を防止するために、指導及び立入を実施する。（町村へ移譲、市は法定移譲済（H31年4月時点））</p> <p><平成30年度移譲事務交付金> 電気用品安全法 306,000円 ガス事業法 287,000円</p> <p><平成30年度移譲事務実績> 電気用品安全法 調査件数 7件 ガス事業法 調査件数 4件</p> <p>[根拠法令等：電気用品安全法、ガス事業法、大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例]</p>	688	684	政策企画部	危機管理室 消防保安課	⑧
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、指定薬物及び毒物劇物に関する監視指導	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、指定薬物及び毒物劇物による保健衛生上の危害を防止し、府民に優良な医薬品等を供給するため、製造販売業者等に対し、立入検査及び製品の収去検査を実施し、品質等の適正を期するとともに、販売業者に対しても常時立入の上、適正な管理と販売を指導する。</p> <p>その他、医薬品等の一般広告については、医薬品医療機器等法及び適正広告基準を遵守するよう虚偽・誇大広告の監視指導を行う。また、いわゆる健康食品の中で、医薬品的な効能・効果を標榜する広告については、違反業者に対して適正な指導を行う。</p> <p>[具体的な監視指導の内容] (1) 医薬品製造販売業者等及び薬局・販売業者等に対する立入検査による監視指導 ・医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品の製造販売業者に対しては、GQP（品質管理）及びGVP（製造販売後安全管理）により、品質管理及び製造販売後安全管理の徹底を図る。また、製造業者に対しては、GMP（医薬品、医薬部外品の製造管理及び品質管理）等により、製造管理及び品質管理の徹底を図る。 ・医療機器、体外診断用医薬品の製造販売業者に対しては、QMS（製造管理及び品質管理）、GVP（製造販売後安全管理）及び体制省令（組織の体制及び人員の配置）により、製造管理、品質管理及び製造販売後安全管理の徹底を図る。 ・薬局・販売業者等に対しては、適正な供給を確保するため、指導の徹底を図る。 (2) 市場流通品の抜き取り収去試験検査（内容成分検査は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所において実施） (3) 危険ドラッグの買上検査等による監視指導 (4) 毒物劇物製造所等への立入検査</p> <p>[根拠法令等：医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例]</p>	24,671	23,651	健康医療部	薬務課	④⑧

4. 体系別事業一覧
 I 消費者の安全・安心の確保
 1. 商品・役務の安全性の確保

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
健康食品安全対策事業	<p>医薬品成分の含有された無承認無許可医薬品をいわゆる健康食品と称して販売することにより、消費者の健康被害の事件・事故が発生していることに鑑み、これらの買い上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の販売業者に対しては回収・廃棄等の指導を行うとともに、府のホームページに掲載し健康被害の防止を図る。</p> <p><平成30年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い上げ品目数：20品目 <p>[根拠法令：医薬品医療機器等法]</p>	180	180	健康医療部	薬務課	④
食品衛生に関する監視取締り	<p>食中毒等飲食に起因する危害の発生防止及び違反不良食品の排除等を図るため、食品の製造・加工・調理・保存及び販売等各食品関係施設を対象に施設監視・立入検査を実施し、衛生管理の徹底や不備事項の改善を指示するとともに、HACCP（危害分析重要管理点方式）に沿った衛生管理手法の導入や異物混入防止対策や適正表示等を指導する。</p> <p>また、府内に流通する食品等を収去し試験検査に供する。更に、食品中の残留物質による健康危害の防止を図るため、農薬、動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質等に係る各種検査を実施する。</p> <p>(1) 食品関係施設の監視指導 (2) 食品、添加物、器具、容器包装の規格検査 (3) 野菜、果物、魚介類、食肉、乳等について農薬、動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質等に係る各種残留検査 (4) 食品、添加物の表示の取締り (5) 食品、添加物等の一斉取締り（夏期・年末） (6) 食品衛生検査所（大阪府中央卸売市場）における集中的監視検査 (7) 食肉衛生検査所におけると畜検査（BSE検査を含む） (8) 食鳥処理場における食鳥検査</p> <p>[根拠法令等：食品衛生法、食品表示法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例]</p>	81,874	84,855	健康医療部	食の安全推進課	①②④
食品衛生知識の普及	<p>消費者及び食品関係事業者に食中毒予防等食品衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、大阪版食の安全安心認証制度の普及により、消費者の信頼を高め、安全・安心な食品の提供を促進する。</p> <p><平成30年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生講習会の開催 実施回数 264回、受講者数 11,538人 ・食中毒予防啓発キャンペーンの実施 実施回数 15回、参加者数 10,420人 ・シンポジウムや体験学習会などのリスクコミュニケーションを実施 ・大阪府ホームページやメールマガジンによる食中毒予防啓発や緊急情報等の情報提供 ・食中毒予防啓発ポスターを病院、公共施設、集客施設等に掲示依頼 ・消費者及び事業者啓発の一環として、各種イベントへ参画し、食中毒の予防啓発や大阪版食の安全安心認証制度をPR <p>[根拠法令等：食品衛生法、大阪府食の安全安心推進条例]</p>	8,582	8,343	健康医療部	食の安全推進課	②③
有害物質等を含有する家庭用品の監視取締り	<p>(1) 一般消費者の生活の用に供される製品である家庭用品に含まれる有害物質による保健衛生上の危害を防止するため、有害物質含有量等の規制基準の定められた家庭用品を流通段階で監視、試買検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：規制基準が定められた繊維製品、液体状の住宅用洗剤、家庭用エアゾール製品等 <p>(2) 家庭用品を製造、輸入、又は販売の事業を行う者に対して必要があるとき、立入検査を実施し、基準違反品を販売しないよう指導する。併せてパンフレットを活用して法の周知徹底を行う。</p> <p>(3) ホームページにおいて「有害物質を含有する家庭用品の規制について」に関する情報提供を行う。</p> <p>[根拠法令等：有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律]</p>	372	372	健康医療部	環境衛生課	⑥

4. 体系別事業一覧

1 消費者の安全・安心の確保

2. 消費者取引の適正化

(1) 不当な取引行為の防止等

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
消費者保護条例等に基づく不当な取引行為及び訪問販売等の指導取締り等	<p>不当な取引行為を行う悪質な事業者に対し、大阪府消費者保護条例や特定商取引に関する法律に基づき厳正な指導等を実施する。また、法令違反が疑われる事案について調査を行い、必要に応じて事業者に対する指導・処分を実施するとともに、消費者への情報提供等を行う。</p> <p><平成30年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分件数 1件 ・公表件数 1件 ・勧告件数 3件 ・指導件数 1件 <p>[根拠法令等：大阪府消費者保護条例、特定商取引に関する法律]</p>	府民文化 部	消費生活 センター	①③ ⑤
前払式特定取引業者の指導監督等	<p>前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会及び友の会）等3社を対象に報告徴収及び立入検査を実施し、事業者指導に努める。</p> <p><平成30年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導件数1件 <p>[根拠法令等：割賦販売法]</p>	府民文化 部	消費生活 センター	②
ゴルフ場等の会員契約に関する不当な行為の指導取締り	<p>法律において、一定の行政監督権限が知事の自治事務となっていることを受け、事業者に対し、会員勧誘時における誇大広告や会員契約締結解除に関する不当な取引行為について指導・取締りを行う。</p> <p>[根拠法令等：ゴルフ場に係る会員契約の適正化に関する法律]</p>	府民文化 部	消費生活 センター	②
消費者行政関連会議、研修会の出席	<p>国及び他府県との連携を密にするとともに、情報交換を行い、必要に応じて関係省庁に消費者施策の推進について要望を行う。</p> <p><平成30年度実績> ※（日程及び主催者）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県消費者行政担当課長会議 (H30. 4. 26中央合同庁舎) 2. 16 都道府県消費者行政担当課長会議 (H30. 9. 5北海道（中止）) 3. 消費者行政ブロック会議（近畿ブロック） (H30. 11. 21大阪府) 4. 近畿府県消費者行政担当課長会議 (H31. 2. 5奈良県) 5. 近畿府県消費者行政担当者連絡会 (H31. 8. 31滋賀県) 6. 近畿府県景品表示法ブロック会議 (H30. 6. 12・H30. 11. 9消費者庁) 7. 公正取引協議会地方ブロック連絡会議 (H30. 11. 9（一社）全国公正取引協議会連合会) 8. 大阪食品表示監視協議会 (H30. 6. 20・H31. 2. 5近畿農政局) 9. 大阪食品表示監視協議会事務局会議 (H30. 11. 6近畿農政局) 	府民文化 部	消費生活 センター	④
事業者に対する関係法令の説明会の実施	<p>適正な消費者取引が行われるよう、事業者に対し消費生活に密接に関係する関係法令等についての説明会を実施する。</p> <p><平成30年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○景品表示法に関する説明会 (H30. 9. 19) [参加者 213名] (H31. 3. 15) [参加者 163名] ○特定商取引法講習会 (H30. 12. 14) [参加者 150名] 	684	690	府民文化 部	消費生活 センター	⑤

4. 体系別事業一覧
 1 消費者の安全・安心の確保
 2. 消費者取引の適正化
 (1) 不当な取引行為の防止等

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
旅行業法に基づく府知事登録業者への適正指導 (報告徴収及び立入検査等)	<p>(1)大阪府内に主たる営業所を置く旅行業者等及び旅行サービス手配業者の新規登録、更新登録等の申請受付や各種手続きを行う。また、旅行業務の適正な運営を確保するため、登録業者に対して、適宜立入検査の実施等を行い、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。</p> <p>(2)旅行業者が倒産等の理由により、債務不履行となった際に、旅行者の債権を保証するため、旅行業法に基づき、営業保証金の還付にかかる手続きを行う。</p> <p><平成30年度実績> 立入検査等 6社 還付件数 0件</p> <p>[根拠法令等：旅行業法、旅行業者営業保証金規則等]</p>	4,963	7,156	府民文化部	都市魅力創造局 企画・観光課	②
自動車運転代行業者への適正指導(報告徴収及び立入検査等)	<p>自動車運転代行業の適正化に関する法律に基づき、公安委員会の行う業者の認定等の処分に関する協議を行う。また、業者に報告若しくは資料の提出を求め、又は職員が営業所に立入検査を行うことで、明瞭な料金設定や損害賠償保険の加入がなされているか等適正な業務の実施のため、業者の監督を行う。自動車運転代行業の業務の適正な運営が害される恐れがあると認められるときには、指示等必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、本業務は政令により、国土交通大臣の権限に属する事務が知事の自治事務とされていることを受けて行うものである(第4次一括法関連)。</p> <p>(報告徴収、立入検査、指示、業務停止命令の権限の行使) ・平成30年度処分件数 0件 指導件数 0件</p> <p>[根拠法令等：自動車運転代行業の適正化に関する法律]</p>	4	4	都市整備部	交通道路室 道路環境課・道路整備課	②
宅地建物取引の適正指導	<p>宅地建物取引業者に対して、指導・監督・研修会の開催などを行い、取引の適正化を図る。</p> <p>(1)宅地建物取引業者に対する適正な指導及び立入調査の実施 (2)宅地建物取引業法に違反した宅地建物取引業者等に対する適正な措置</p>	住宅まちづくり部	建築振興課	②

4. 体系別事業一覧

1 消費者の安全・安心の確保

2. 消費者取引の適正化

(2) 価格・商品の表示、広告等の適正化

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
不当景品・不当表示の指導取締り	<p>事業者の公正な競争を確保し、消費者の適正な商品選択に資するため、公正取引委員会と密接な連携のもとに不当表示や不当な景品付き販売行為の監視取締り及び指導を行い、違反行為の防止と排除に努める。また、権限を移譲している市へ移譲事務交付金を交付する。 (H27.1.1から大阪市に措置命令等について権限移譲)</p> <p><平成30年度処分・指導等の実績> ・措置命令 : 6件 ・指導件数 : 24件 うち大阪市11件</p> <p><平成30年度移譲事務交付金> ・大阪市 : 27千円</p> <p>※平成26年12月1日に施行された改正法により、都道府県知事が行うこととされていた指示等の事務が廃止され、新たに都道府県知事に措置命令等の事務が政令により委任された。</p> <p>[根拠法令等：不当景品類及び不当表示防止法、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例]</p>	599	631	府民文化部	消費生活センター	①
家庭用品品質表示の指導取締り(再掲)	<p>消費者の利益を保護するため、一般小売業者に対し立入検査を実施し、不備・不適正事項を排除するために指導等を実施する町村に対し移譲事務交付金を交付する。(H19.4.1から町村へ移譲・市は自治事務)</p> <p><平成30年度移譲事務交付金> 9町1村(全町村) : 291千円</p> <p><平成30年度市町村の検査等の実績> 検査店舗数 77店 検査点数 81,066点 適正表示率 99.9%</p> <p>[根拠法令等：家庭用品品質表示法、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例]</p>	334	313	府民文化部	消費生活センター	—
事業者に対する関係法令の説明会の実施(再掲)	<p>適正な消費者取引が行われるよう、事業者に対し消費生活に密接に関係する関係法令等についての説明会を実施する。</p> <p><平成30年度実績> ○景品表示法に関する説明会 (H30.9.19) [参加者 213名] (H31.3.15) [参加者 163名] ○特定商取引法講習会 (H30.12.14) [参加者 150名]</p>	684	690	府民文化部	消費生活センター	—

4. 体系別事業一覧

1 消費者の安全・安心の確保

2. 消費者取引の適正化

(2) 価格・商品の表示、広告等の適正化

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、指定薬物及び毒物劇物に関する監視指導（再掲）	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、指定薬物及び毒物劇物による保健衛生上の危害を防止し、府民に優良な医薬品等を供給するため、製造販売業者等に対し、立入検査及び製品の収去検査を実施し、品質等の適正を期するとともに、販売業者に対しても常時立入の上、適正な管理と販売を指導する。</p> <p>その他、医薬品等の一般広告については、医薬品医療機器等法及び適正広告基準を遵守するよう虚偽・誇大広告の監視指導を行う。また、いわゆる健康食品の中で、医薬品的な効能・効果を標榜する広告については、違反業者に対して適正な指導を行う。</p> <p>[具体的な監視指導の内容]</p> <p>(1) 医薬品製造販売業者等及び薬局・販売業者等に対する立入検査による監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品の製造販売業者に対しては、GQP（品質管理）及びGVP（製造販売後安全管理）により、品質管理及び製造販売後安全管理の徹底を図る。また、製造業者に対しては、GMP（医薬品、医薬部外品の製造管理及び品質管理）等により、製造管理及び品質管理の徹底を図る。 ・医療機器、体外診断用医薬品の製造販売業者に対しては、QMS（製造管理及び品質管理）、GVP（製造販売後安全管理）及び体制省令（組織の体制及び人員の配置）により、製造管理、品質管理及び製造販売後安全管理の徹底を図る。 ・薬局・販売業者等に対しては、適正な供給を確保するため、指導の徹底を図る。 <p>(2) 市場流通品の抜き取り収去試験検査（内容成分検査は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所において実施）</p> <p>(3) 危険ドラッグの買上検査等による監視指導</p> <p>(4) 毒物劇物製造所等への立入検査</p> <p>[根拠法令等：医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例]</p>	24,671	23,651	健康医療部	薬務課	④
食品衛生に関する監視取締り（再掲）	<p>食中毒等飲食に起因する危害の発生防止及び違反不良食品の排除等を図るため、食品の製造・加工・調理・保存及び販売等各食品関係施設を対象に施設監視・立入検査を実施し、衛生管理の徹底や不備事項の改善を指示するとともに、HACCP（危害分析重要管理点方式）に沿った衛生管理手法の導入や異物混入防止対策や適正表示等を指導する。</p> <p>また、府内に流通する食品等を収去し試験検査に供する。更に、食品中の残留物質による健康危害の防止を図るため、農薬、動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質等に係る各種検査を実施する。</p> <p>(1) 食品関係施設の監視指導</p> <p>(2) 食品、添加物、器具、容器包装の規格検査</p> <p>(3) 野菜、果物、魚介類、食肉、乳等について農薬、動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質等に係る各種残留検査</p> <p>(4) 食品、添加物の表示の取締り</p> <p>(5) 食品、添加物等の一斉取締り（夏期・年末）</p> <p>(6) 食品衛生検査所（大阪府中央卸売市場）における集中的監視検査</p> <p>(7) 食肉衛生検査所におけると畜検査（BSE検査を含む）</p> <p>(8) 食鳥処理場における食鳥検査</p> <p>[根拠法令等：食品衛生法、食品表示法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例]</p>	81,874	84,855	健康医療部	食の安全推進課	①②④

4. 体系別事業一覧

1 消費者の安全・安心の確保

2. 消費者取引の適正化

(2) 価格・商品の表示、広告等の適正化

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
食品表示適正化推進事業	<p>食品表示法に基づく食品の適正表示の推進を図るため、食品関連施設の監視指導を行うとともに、表示制度の普及・啓発を行う。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>(1) 食品衛生監視指導計画に基づき、食品製造施設に対して科学的・合理的根拠に基づく適正な表示について、監視指導を行った。</p> <p>(2) 食品表示指導員5名を配置して、府内の生鮮食品販売店1,413店舗の巡回点検を実施し、適正表示の啓発・指導、表示の真正性の確認を行った。</p> <p>(3) 食品表示ウォッチャー兼推進員として府民等から199名を委嘱し、食品表示法に関する知識の普及に努めるとともに、府内食品販売店の食品表示状況のモニタリング（報告数 2,736店舗）を行った。</p> <p>(4) 府内で販売されている精米の表示内容の真正性を確認するため、DNA分析（20検体）を行った。</p> <p>(5) 府保健所及び食の安全推進課を食品表示法に関する一元的な窓口とし、食品関連事業者の表示相談に応じるとともに、事業者・消費者向け講習会により食品表示法の普及・啓発を行った。</p> <p>[根拠法令等：食品表示法]</p>	7,929	8,270	健康医療部	食の安全推進課	②④
米穀等の産地情報に関する表示の適正化の推進	<p>米トレーサビリティ法に基づく米穀等の産地伝達や表示の適正化を推進するため、米穀事業者に対する啓発や指導等を行う。</p> <p>[根拠法令等：米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）]</p>	520	520	環境農林水産部	流通対策室	③
適正計量の確保	<p>1. 特定計量器検定・検査の実施等 府民の消費生活と密接な関係にある計量について、その適正化を図るため、特定計量器の検定・検査を行うとともに、計量の立入検査を行う。</p> <p>(1) 特定計量器の検定 (2) 特定計量器の定期検査 (3) 特定計量器の計量証明検査 (4) 計量立入検査 (5) 苦情等の対応</p> <p>2. 自主管理体制の推進 特定計量器を扱う事業所の自主管理体制の推進を図る。</p> <p>(1) スーパー等事業者の計量自主管理の促進 (2) 適正計量管理事業所の指定及び指導 (3) 講習会等への講師派遣</p> <p>3. 計量思想の普及啓発</p> <p>(1) 計量強調月間行事の開催 府内市町村及び計量関係団体等と連携した普及啓発</p> <p>(2) 「暮らしと計量展」の開催 暮らしと計量の関わりを通じて計量の重要性を啓発するため、生活情報ぶらざ等において開催する。</p> <p>(3) 商品量目調査の指導 市町村や消費者団体が実施する商品量目調査の指導</p> <p>(4) 百貨店計量部会の指導 百貨店における自主的な計量管理の一層の充実を図るため、指導等を行う。</p> <p>(5) 計量検定所の見学 計量検定所の業務紹介を通じて計量の重要性についてPRする。</p> <p>(6) 家庭用計量器の無料診断の実施 市町村における家庭用計量器の無料診断の実施</p> <p>[根拠法令等：計量法]</p>	82,176	92,708	商工労働部	計量検定所	⑤

4. 体系別事業一覧
 I 消費者の安全・安心の確保
 3. 消費者への情報提供

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号								
		H30最終	R1当初	部	室課名									
消費者保護条例に基づく危害防止（再掲）	商品や役務によって危害が発生し、又はそのおそれがあると認める場合において、現行法令で対処できない時は、事業者に必要な措置をとるよう勧告するとともに、府民に周知する。 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例〕	府民文化 部	消費生活センター	①								
消費生活情報の提供	消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報誌として大阪市と共同で「くらしすと」を発行する。 ＜平成30年度実績＞ (1)生活情報誌「くらしすと」（府市共同作成） 年2回発行 30,000部 (2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信 アドレス登録数 887件（H31.3.31現在） (3)消費者啓発資料の作成 ①「あまーい誘いにご用心！」 92,000部（H30年度版） ②「どうする？君なら」 91,000部（H30年度版） ③「府内消費生活相談窓口」 3,000部 ④「消費者法ガイド」 1,500部 ⑤「撃退！悪質商法」 3,000部 ⑥「次世代育成のための消費者教育の手びき」 2,000部 ⑦「くらしすと」（点字啓発資料） 200部×2回 ⑧「消費生活センターからのお知らせ」（府政だより抜き刷り） 50,000部 (4)府政だより（10月号に特集記事掲載） 発行部数：約282万部 (5)その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例〕	3,400	0	府民文化 部	消費生活センター	②③ ⑧								
ウェブサイトの運用	消費生活等に関するウェブサイト「消費生活事典」の積極的な運用を行い、消費者教育・情報提供の促進を図る。 ＜URL: http://www.pref.osaka.jp/shouhi/ ＞ ＜平成30年度実績＞ ・アクセス件数 28,291件	府民文化 部	消費生活センター	③								
若者向けウェブサイトの運営	小学校高学年から20歳代前半くらいの若者を対象にしたウェブサイトを活用し、インターネットトラブルを中心とした若者の消費者被害の未然防止を図る。 ホームページ「インターネットは、いろいろなトラブルともつながっている。」について、平成29年度からスマホで見ることができるよう、改良を行った。 ＜URL: http://www.nethigai.jp/ ＞ ＜平成30年度実績＞ アクセス件数2,185件（うちスマホ295件）	492	496	府民文化 部	消費生活センター	③								
消費者問題講演会（府市連携事業）	時事的な消費者問題についての講演会やシンポジウムを開催し、消費者の認識を高める。 ＜平成30年度実績＞ <table border="1" data-bbox="311 1765 1024 1881"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>テーマ</th> <th>講師</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30.5.30</td> <td>「わかってる？ネット取引にひそむ落とし穴～トラブルになりやすいネットショッピングや仮想通貨～」</td> <td>一般社団法人 ECネットワーク理事 原田 由里</td> <td>79人</td> </tr> </tbody> </table>	実施日	テーマ	講師	参加者数	H30.5.30	「わかってる？ネット取引にひそむ落とし穴～トラブルになりやすいネットショッピングや仮想通貨～」	一般社団法人 ECネットワーク理事 原田 由里	79人	414	0	府民文化 部	消費生活センター	④
実施日	テーマ	講師	参加者数											
H30.5.30	「わかってる？ネット取引にひそむ落とし穴～トラブルになりやすいネットショッピングや仮想通貨～」	一般社団法人 ECネットワーク理事 原田 由里	79人											

4. 体系別事業一覧
 I 消費者の安全・安心の確保
 3. 消費者への情報提供

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号																		
		H30最終	R1当初	部	室課名																			
消費者フェアの実施	<p>行政、事業者団体、消費者団体等が連携して、府民に消費生活に関する情報をわかりやすく提供する府民参加型イベントを開催する。 <平成30年度実績> 府内消費者団体等の参加・協力を得て、広く府民が参加するイベントを開催した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア 2018～あなたも私も消費者市民～</td> </tr> <tr> <td colspan="3">期 間：H30.11.4</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ところ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ</td> </tr> <tr> <td colspan="3">参加延人数：2,793人</td> </tr> <tr> <th>とき</th> <th>内容</th> <th>参加者数</th> </tr> <tr> <td>H30.11.4</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージプログラム（寸劇、クイズ、活動紹介、お楽しみ抽選会など） ・手づくり・遊びコーナー（クイズ、手作り教室など） ・パネルコーナー（調査・研究成果のパネル展示など） ・情報コーナー（クイズ・パネル展示など） </td> <td>2,793人</td> </tr> </table>	テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア 2018～あなたも私も消費者市民～			期 間：H30.11.4			ところ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ			参加延人数：2,793人			とき	内容	参加者数	H30.11.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージプログラム（寸劇、クイズ、活動紹介、お楽しみ抽選会など） ・手づくり・遊びコーナー（クイズ、手作り教室など） ・パネルコーナー（調査・研究成果のパネル展示など） ・情報コーナー（クイズ・パネル展示など） 	2,793人	6,353	6,374	府民文化 部	消費生活 センター	⑤
テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア 2018～あなたも私も消費者市民～																								
期 間：H30.11.4																								
ところ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ																								
参加延人数：2,793人																								
とき	内容	参加者数																						
H30.11.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージプログラム（寸劇、クイズ、活動紹介、お楽しみ抽選会など） ・手づくり・遊びコーナー（クイズ、手作り教室など） ・パネルコーナー（調査・研究成果のパネル展示など） ・情報コーナー（クイズ・パネル展示など） 	2,793人																						
消費者保護条例に基づく自主行動基準の策定・届出	<p>消費者との信頼関係を構築し、その利益の擁護及び増進を図るため、事業者の自主行動基準の策定を支援し、事業者に対して、策定した自主行動基準を知事に届け出るよう促進し、その内容が上記の内容に適合すると認めるときは公示する。 <平成30年度実績> ・消費生活センターウェブサイト掲載件数350件（H31.3.31現在）</p> <p>〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例〕</p>	府民文化 部	消費生活 センター	⑥																		
総合案内の運営及び消費者啓発事業の実施（府市連携事業）	<p>消費生活に関する情報を消費者に効果的に提供するため、大阪市消費者センターと共同で「くらしの広場・エル」の総合案内を運営する。また、消費生活に関する専門図書や啓発用ビデオ・DVDを開架し、利用者への閲覧、貸出を行う。 <内容> (1) 専門資料コーナー：消費生活に係る各種情報を収集整理し、消費者、市町村、学校、マスコミ等の利用に供し、利用者の相談に応じるとともに、センター事業の推進に活用する。 (2) ビデオライブラリー：消費者啓発用ビデオテープを購入し、消費者団体等の利用に供する。 <平成30年度実績> 来場者数：24,403人 DVD貸出数：51件 105本</p>	1,116	1,126	府民文化 部	消費生活 センター	⑧																		
福祉サービス第三者評価事業の推進	<p>福祉サービスの質の向上を促し、併せて、福祉サービス情報を利用者に広く周知するため、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表する福祉サービス第三者評価事業を推進する。</p>	2,667	4,065	福祉部	地域福祉 推進室 地域福祉課	⑦																		
高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度」	<p>「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、面積やバリアフリー構造等の一定の基準をみたし、安否確認や生活相談等の高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」を登録し、登録情報を府民の閲覧に供することにより、高齢者の居住の安定を図る。 ・平成31年3月31日現在691件、26,968戸のサービス付き高齢者向け住宅の登録</p> <p>〔根拠法令等：高齢者の居住の安定確保に関する法律〕</p>	...	0	福祉部	高齢介 護室 介護事 業者課	⑦																		
		841	761	住宅ま ちづくり 部	都市居 住課																			

4. 体系別事業一覧
 I 消費者の安全・安心の確保
 3. 消費者への情報提供

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
感染症の予防に関する知識の普及	<p>感染症の予防に関する知識の普及啓発を行う。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>(1) 性感染症：HIV等性感染症の予防に関する講習会の実施、パンフレットの配布等</p> <p>(2) 結核：結核に関する正しい知識と感染防止の普及、啓発（学習講演会、街頭キャンペーン、地域での広報等）</p> <p>(3) その他感染症：インフルエンザ・蚊媒介感染症・麻しん・風しん等に関する正しい知識と感染防止の啓発（パンフレットの配布等）</p>	1,366	1,369	健康医療部	保健医療室医療対策課	⑧
救急医療の適正利用	<p>不要不急の救急要請や安易な時間外を受診を減らすなど、救急医療の望ましい利用のあり方について、新聞や大阪府Facebook、啓発資料等による啓発事業を実施し、救急医療の適正利用に関する府民の理解促進を図る。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>○9月の救急医療週間における各市町村の開催行事について報道提供及びホームページへ掲載。新聞に啓発の記事を掲載。</p>	0	0	健康医療部	保健医療室医療対策課	⑧
献血意識の高揚	<p>年々減少する若年層献血者の献血意識の高揚を図るため、府民参加型の公募事業の実施等を行う。</p> <p>また、高校生等が同世代に献血の重要性を働きかける活動を支援することで、効果的な啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・献血啓発作品ポスター原画募集 ・高校生による街頭キャンペーンの実施 ・献血広告の実施 	779	894	健康医療部	保健医療室医療対策課	⑧
栄養知識の普及	<p>府民の健康づくりを進めるため、生活習慣病の予防をはじめ食生活の改善や栄養に関する正しい知識の普及に努める。</p> <p>○生活習慣病の一次予防に重点を置いた健康づくりや食育推進の環境づくりのため、飲食店等のメニューの栄養成分表示やヘルシー化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月の大阪府食育推進強化月間に、関係団体等の連携・協働により、食育に関する普及啓発等を実施する。 <p><主な平成30年度の実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「吹田スタジアムフェスタ2018」 <p>開催日：平成30年8月19日（日）</p> <p>啓発人数：延べ1996名</p> <p>〔根拠法令等：健康増進法、食育基本法〕</p>	2,573	2,639	健康医療部	健康推進室健康づくり課	⑧
生活習慣病予防に関する知識の普及	<p>『健活10』〈ケンカツ テン〉のキャッチコピーの下、生活習慣の改善や生活習慣病の予防等に向け、府民に取り組んでいただきたい10の健康づくり活動について、ホームページや各種イベント等を通じて普及啓発を図る。</p>	健康医療部	健康推進室健康づくり課	⑧
医薬品の適正使用の推進	<p>医薬品は、人々の医療及び保健衛生の向上にとって欠かすことのできないものであるが、その反面、思わぬ副作用の発現をみることがある。そのため広く消費者に医薬品を持つ特質及び使用取扱いに関する正しい知識の啓発を図る。</p> <p><令和元年度予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬と健康の週間（10月17日～10月23日）啓発事業 <p>薬の正しい知識を広く府民に周知するため、公募の原画・川柳で作成したポスターを活用し啓発活動を展開。</p> <p>〔根拠法令等：令和元年度「薬と健康の週間」実施要綱〕</p>	150	150	健康医療部	薬務課	⑧

4. 体系別事業一覧
 I 消費者の安全・安心の確保
 3. 消費者への情報提供

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
薬物乱用防止対策の推進	<p>薬物乱用問題は、乱用者本人の心や体を蝕むだけでなく、さまざまな犯罪を引き起こす要因となるなど、憂慮すべき社会問題となっている。特に最近では若年層の大麻乱用による検挙者数が増加するなど、薬物乱用の低年齢化が危惧されている。</p> <p>大阪府麻薬覚せい剤対策本部では「大阪薬物乱用『ダメ。ゼッタイ。』第五次戦略」を策定し、警察、教育、行政など関係機関が連携して「取締対策」、「啓発対策」と「乱用依存症者対策」を進めている。</p> <p>〔根拠法令等：大阪府麻薬覚せい剤対策本部要綱〕</p>	2,875	2,875	健康医療部	薬務課	⑧
健康食品安全対策事業（再掲）	<p>医薬品成分の含有された無承認無許可医薬品をいわゆる健康食品と称して販売することにより、消費者の健康被害の事件・事故が発生していることに鑑み、これらの買い上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の販売業者に対しては回収・廃棄等の指導を行うとともに、府のホームページに掲載し健康被害の防止を図る。</p> <p>＜平成30年度実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い上げ品目数：20品目 <p>〔根拠法令：医薬品医療機器等法〕</p>	180	180	健康医療部	薬務課	⑧
住居衛生対策事業	<p>府民の生活における環境衛生上の諸問題に対応し、快適な居住環境を確保するため、健康と生活を軸とした住居衛生対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住居衛生に関する相談・調査等 (2) 住まいの健康情報の収集と発信 (3) 地域健康展や講習会等に活用するためのパンフレット等啓発媒体の作成 (4) 室内空気中ホルムアルデヒド等の濃度測定 	2,109	2,083	健康医療部	環境衛生課	⑧
大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	<p>民間賃貸住宅に入居を希望する高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯（以下「高齢者等」という。）が、円滑に入居できるよう、高齢者等の入居を受け入れる民間住宅等の登録及び登録情報の提供等を行う。</p> <p>＜平成31年3月31日現在＞</p> <p>あんぜん・あんしん賃貸住宅 8,541戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府要綱に基づく登録 8,304戸 ・法律に基づく登録 5,399戸 <p>協力店 609店 居住支援団体 8団体 居住支援法人 48法人</p> <p>〔根拠法令等：大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度要綱〕</p>	0	0	住宅まちづくり部	都市居住課	⑧

4. 体系別事業一覧
 I 消費者の安全・安心の確保
 3. 消費者への情報提供

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号															
		H30最終	R1当初	部	室課名																
住宅瑕疵担保履行法にかかる情報提供	<p>新築住宅の請負人や売主に義務付けられた資力確保措置（保険への加入や保証金の供託）の周知に努める。（都市居住課）</p> <p>また、資力確保措置の状況について、大阪府知事許可・免許事業者からの届出の受付を行う。（建築振興課）</p> <p>※「住宅瑕疵担保履行法」とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（住宅品質確保法）によって定められた瑕疵担保責任の確実な履行を担保するため、住宅供給業者側に資力確保措置を義務付けるものである。</p> <p>〔届出手続きの受付状況〕 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険のみ</th> <th>供託のみ</th> <th>保険・供託併用</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業者</td> <td>2,515</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2,518</td> </tr> <tr> <td>宅地建物取引業者</td> <td>1,868</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1,871</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2</p> <p>※(H31年2月国土交通省とりまとめ) 〔根拠法令：特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律〕</p>		保険のみ	供託のみ	保険・供託併用	合計	建設業者	2,515	3	0	2,518	宅地建物取引業者	1,868	2	1	1,871	住宅まちづくり部	都市居住課	⑧
		保険のみ	供託のみ	保険・供託併用	合計																
建設業者	2,515	3	0	2,518																	
宅地建物取引業者	1,868	2	1	1,871																	
大阪の住まい活性化フォーラムにおけるリフォーム・リノベーションの普及・啓発	<p>公民連携による「大阪の住まい活性化フォーラム」において実施したリノベーションコンクールにより収集した優秀事例について、HPや作品集の配布により府民等へ普及啓発している。</p> <p>大阪の住まい活性化フォーラムHP：http://osaka-sumai-refo.com/</p>	0	0	住宅まちづくり部	都市居住課	⑦⑧															
大阪の住まい活性化フォーラムにおける『大阪版・空家バンク』の設置	<p>公民連携による「大阪の住まい活性化フォーラム」において、市町村や市町村と連携している民間団体等が設置する空家バンクの利用を促進するため、これらの空家バンク情報をとりまとめて発信している。</p> <p><ホームページ> http://bank.osaka-sumai-refo.com/</p>	0	0	住宅まちづくり部	都市居住課	⑦															

4. 体系別事業一覧
 I 消費者の安全・安心の確保
 3. 消費者への情報提供

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
大阪府住宅リフォームマイスター制度	<p>府民が安心してリフォームが行えるよう、大阪府が指定した非営利団体「マイスター登録団体」が一定の基準を満たす「マイスター事業者」を府民の依頼に応じて案内・紹介する。</p> <p><平成31年4月1日現在> マイスター団体数 16団体 マイスター事業者数 144事業者</p> <p><ホームページ> http://www.pref.osaka.jp/jumachi/meister/index.html</p> <p>また、住宅リフォームに関する府民の方々の不安や疑問を解消するため、個別相談会を含めた出前講座を大阪府住宅リフォームマイスター制度推進協議会の主催により実施する。</p>	0	0	住宅まちづくり部	都市居住課	⑦⑧
「大阪・工事監理の星」制度への支援	<p>大阪府では、(一社)大阪建築士事務所協会が創設した「大阪・工事監理の星」制度を支援している。</p> <p>本制度の目的は、違反建築や、欠陥工事・手抜き工事の防止に有効な「工事監理」の定着を促進し、工事監理に真摯に取り組んでいる建築士事務所を広く公表・PRすることで、府民が工事監理を委託する建築士事務所を選択する際の一助とすることである。</p> <p>なお、現在、「大阪・工事監理の星」として登録されている建築士事務所名を、(一社)大阪建築士事務所協会のホームページで公開している。</p> <p>http://www.oaaf.or.jp/</p>	住宅まちづくり部	建築指導室 建築安全課	⑦⑧
防犯に配慮した共同住宅等に係る設計指針の公表	<p>住宅・建築物の建築や改修等の際に、侵入盗などへの防犯へ配慮した共同住宅等の設計のため「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」、戸建住宅に係る同様の設計指針・ガイドブックをホームページで公表している。</p>	住宅まちづくり部	建築指導室 建築安全課	⑧
建築物に附属する特定の設備等の安全確保	<p>建築物に附属するエレベーターやエスカレーター等の特定設備を、府民が安全で安心して利用できるよう、これらの設備で事故が発生した場合は、その設備の管理者・所有者に届出を義務付けている。届け出られた事故情報及び事故原因や防止策について広く情報発信することにより、設備の管理者・所有者のみならず、府民、設備の製造者、建築物の設計者等多くの関係者間で情報の共有化を図り、事故の再発や同種の事故の発生防止に取り組んでいる。</p> <p>[根拠法令等：大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例]</p>	2,849	3,220	住宅まちづくり部	建築指導室 建築安全課	⑧

4. 体系別事業一覧
 I 消費者の安全・安心の確保
 3. 消費者への情報提供

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
建築基準法及び建築士法に基づく情報提供等	<p>(1) 法定の書類等閲覧制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（各特定行政庁）建築基準法第93条の2の規定による書類閲覧制度に基づき、建築物の確認検査等の履歴、設計者、工事監理者等の情報を提供 ・（指定登録機関、指定事務所登録機関）建築士法第6条及び第23条の9の規定による建築士名簿及び建築士事務所登録簿の閲覧制度に基づき、建築士及び建築士事務所の情報を提供 <p>(2) 確認申請手続き等のご案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特定行政庁・指定確認検査機関、大阪府建築行政連絡協議会等、それぞれのホームページにて確認申請手続き等を案内 	住宅まちづくり部	建築指導室 建築企画課、 建築安全課	⑦⑧
	<p>(3) 関連団体の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（建築士会）新築等の設計者選定や耐震診断の斡旋、契約のトラブルなどの相談を受け付け ・（事務所協会）建築の瑕疵や欠陥、契約のトラブル、耐震診断の斡旋等の相談を受け付け ・その他、パンフレットの作成等 		建築安全課	
	[根拠法令等：建築基準法、建築士法]					
宅地建物取引及び建設工事請負契約に関する啓発	<p>消費者に対し、宅地建物取引及び建設工事請負契約に関する啓発に努める。</p> <p>(1) 消費者に対する宅地建物取引に関する知識の普及・向上を図るため、マイホームの購入や賃貸借契約におけるトラブル防止の啓発冊子を配付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マイホーム購入のためのちょっとアドバイス」 ・「賃貸借契約のためのちょっとアドバイス」 <p>(2) 消費者への啓発を目的に、「建設業の指導監督等についてよくあのお問い合わせ」を府ホームページに掲載。</p>	439	439	住宅まちづくり部	建築振興課	⑧

4. 体系別事業一覧
 I 消費者の安全・安心の確保
 4. 個人情報の保護

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
相談事業等を通じた個人情報保護にかかる事業者への注意喚起	相談業務における事業者との連絡等の機会を通じ、消費者の個人情報保護について事業者に対して注意喚起に努める。	府民文化部	消費生活センター	①
センター内の個人情報の適正管理	大阪府個人情報保護条例に基づき、相談業務等の個人情報を適正に管理する。 〔根拠法令等：大阪府個人情報保護条例〕	府民文化部	消費生活センター	②

4. 体系別事業一覧
 I 消費者の安全・安心の確保
 5. 物価安定対策

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
生活二法の適正な運用	<p>生活関連物資等の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、生活二法により当該物資が政令で定められたときには、当該物資の価格・需給動向を調査し、当該物資の販売等を行う者に対し売り渡しの指示や規定された価格以下での販売の指示等を行い、生活関連物資等の供給・価格の安定を図る。</p> <p>また、条例により権限を移譲している市町村に対し、移譲事務交付金を交付する。(H19.4.1から市町村へ移譲、政令市は自治事務)</p> <p><平成30年度移譲事務交付金> 31市9町1村(政令市除く)：2,182千円</p> <p>[根拠法令等：生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例]</p>	2,182	2,186	府民文化 部	消費生活セ ンター	①
消費者保護条例による緊急措置	<p>生活関連物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあるとき、当該物資を指定して、売り渡しの勧告を行い、価格の安定及び流通の適正化を図る。</p> <p>[根拠法令等：大阪府消費者保護条例]</p>	府民文化 部	消費生活セ ンター	②
大阪市消費者物価指数の作成	<p>総務省統計局所管の小売物価統計調査の価格資料に基づいて「大阪市消費者物価指数(速報値)」を毎月公表し、府民の消費生活に影響を及ぼす物価水準の変動を正確・迅速に把握して、府民生活に関する行政施策の基礎資料とする。</p> <p>また、12月分公表時には年平均指数(速報値)を、3月分公表時には年度平均指数(速報値)をそれぞれ公表する。</p>	総務部	統計課	②
青果物価格安定対策事業	<p>野菜の産地(対象産地)から、あらかじめ選定された卸売市場等(対象市場)へ出荷した野菜(対象野菜)の価格が一定の基準より低落した場合に、生産者に対し価格差補給交付金を交付することにより、野菜生産農家の経営の安定を図り、もって野菜農家の健全な発展と府民消費生活の安定に資する。</p> <p>[根拠法令等：野菜生産出荷安定法、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領、大阪府こまわり産地野菜価格安定事業実施要領]</p>	3,434	5,628	環境農 林水産 部	農政室	—
中央卸売市場事業	<p>昭和53年4月に開設した中央卸売市場の適正な管理及び運営を図ることにより、生鮮食料品流通の近代合理化に寄与するとともに、府民に対し、生鮮食料品等を円滑かつ安定的に供給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場関係者(卸、仲卸等)の業務指導監督 中央卸売市場施設の維持管理 入荷量等の統計及び流通実態調査の実施 <p>[根拠法令等：卸売市場法、大阪府中央卸売市場業務規程]</p>	755,735	682,710	環境農 林水産 部	流通対 策室	—
地方卸売市場の運営の指導	<p>府卸売市場整備計画に基づいて、地方卸売市場の計画的整備と適正な運営を図り、府内における生鮮食料品等の安定的な供給と流通の合理化を促進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地方卸売市場の立地配置の適正化と施設の近代化 <ul style="list-style-type: none"> 関係業界に対する啓発指導 地方卸売市場における取引の適正化 <ul style="list-style-type: none"> 市場業務の指導監督及び検査 <p>[根拠法令等：卸売市場法、大阪府地方卸売市場条例]</p>	1,866	1,811	環境農 林水産 部	流通対 策室	—

4. 体系別事業一覧
 II 消費者の自立への支援
 1. 高度情報通信社会への対応

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
消費生活情報の提供（再掲）	<p>消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報誌として大阪市と共同で「くらしすと」を発行する。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>(1)生活情報誌「くらしすと」（府市共同作成） 年2回発行 30,000部</p> <p>(2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信 アドレス登録数 887件（H31.3.31現在）</p> <p>(3)消費者啓発資料の作成</p> <p>①「あまーい誘いにご用心！」 92,000部（H30年度版） ②「どうする？君なら」 91,000部（H30年度版） ③「府内消費生活相談窓口」 3,000部 ④「消費者法ガイド」 1,500部 ⑤「撃退！悪質商法」 3,000部 ⑥「次世代育成のための消費者教育の手びき」 2,000部 ⑦「くらしすと」（点字啓発資料） 200部×2回 ⑧「消費生活センターからのお知らせ」（府政だより抜き刷り） 50,000部</p> <p>(4)府政だより（10月号に特集記事掲載） 発行部数：約282万部</p> <p>(5)その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応</p> <p>[根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例]</p>	3,400	0	府民文化	消費生活センター	①⑧
中核的センター機能充実強化研修	<p>府域の中核的センターとして、「指定消費生活相談員導入」に伴い中核的センター機能の強化を図り、府消費生活相談窓口の専門性を強化するとともに支援技術等の向上を図ることにより、府全体としての問題解決能力向上を図る。</p> <p><平成30年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 12回 ・参加人数 128名 	1,278	1,278	府民文化	消費生活センター	②
市町村相談員総括者研修	<p>市町村消費生活相談窓口における問題解決能力の向上を目指し、困難事案の対応において府センターとのパイプ役になる市町村の総括的立場にある相談員を対象に、専門的で高度な内容の研修を行うことにより、円滑かつ効果的に相談における府の支援の効果をあげ、より複雑化・多様化する相談事案の解決を図る。</p> <p><平成30年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 22回 ・参加人数 261名 	5,149	5,149	府民文化	消費生活センター	②
消費者教育講師派遣	<p>消費者問題について、学習を希望するテーマに応じた講師を派遣し、消費者グループや学生等に学習機会や教育を提供する。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>開催回数：20回、参加者数：1,207人</p>	1,754	1,754	府民文化	消費生活センター	③

4. 体系別事業一覧
 II 消費者の自立への支援
 1. 高度情報通信社会への対応

事業名	概 要	予算：千円		所 管 課		取組 番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
若者向けウェブサイトの運営（再掲）	<p>小学校高学年から20歳代前半くらいの若者を対象にしたウェブサイトを活用し、インターネットトラブルを中心とした若者の消費者被害の未然防止を図る。 ホームページ「インターネットは、いろいろなトラブルともつながっている。」について、平成29年度からスマホで見ることができるよう、改良を行った。 ≪URL: http://www.nethigai.jp/≫</p> <p><平成30年度実績> アクセス件数2,185件（うちスマートフォン496件）</p>	492	496	府民文化 部	消費生活 センター	④
消費のサポーター養成・更新講座	<p>高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に関する最新の情報提供等を行う「消費のサポーター」養成講座を実施する。また、すでに消費のサポーターとして登録しているボランティアに対し、専門的な知識の維持と更新を図る更新講座を実施する。</p> <p><平成30年度実績>平成31年4月1日現在登録者数168名 ・消費のサポーター養成講座（新規） 実施回数1回 受講者数 39人 ・消費のサポーター更新講座（更新） 実施回数3回 受講者数 132人</p>	4,770	4,821	府民文化 部	消費生活 センター	⑦
高齢者向け「消費者問題ミニ講座」への講師派遣	<p>地域での高齢者の集まりに、悪質商法とその対策、被害に遭わないための注意点などの情報提供を行うボランティアである消費のサポーターの養成し、派遣を支援することにより、高齢者の消費者被害の未然防止を図る。</p> <p><平成30年度実績>平成31年4月1日現在登録者数168名 ・ミニ講座実施回数 158回 ・ミニ講座受講者数 4,843人</p>					
大阪の子どもを守るネット対策事業	<p>社会経験も浅く、判断能力が未熟な青少年が、スマートフォンや携帯ゲーム機等のネット機器利用によって、犯罪やトラブルの被害に遭わないために、青少年自身に適切なインターネットの使い方を考えさせる機会（OSAKAスマホサミットの開催等）を提供することでネットリテラシーの向上を図る。 併せて、青少年を指導する教職員やPTA等を対象に民間事業者を講師として派遣し具体的なトラブル事例やその回避策についての研修を実施する。また、児童生徒を対象にした大学生講師による出前講座を行う。</p> <p>[根拠法令等：青少年を取り巻く有害環境対策の推進委託要項]</p>	1,902	2,121	政 策 画 部	青少 年・地 域安全 室青少 年課	③
「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク連絡会議」における関係機関等との連携	<p>府警察本部や公共アドバイザー、民間アドバイザー、市町村教育委員会等から構成される「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し、個人情報の流出や誹謗中傷の書き込みなどの事案対応へのアドバイスやインターネット上のトラブルの未然防止のための啓発を行う。</p>	…	…	教育庁	市町村 教育室 小中学 校課	⑥

4. 体系別事業一覧
 II 消費者の自立への支援
 1. 高度情報通信社会への対応

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
サイバー犯罪に対する指導・取締り	<p>広報啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害防止のキャンペーンにおいてチラシ等を配布（3回） 大阪府警察ホームページ等を活用して被害防止の広報啓発動画等による広報を実施 企業や児童の保護者等に対してサイバー犯罪被害防止教室を実施（実施回数15回） <p>サイバー防犯ボランティアの活用</p> <p>大学生によるサイバー防犯ボランティアを結成し、小中学生を対象としたインターネットの適正利用に関する広報活動を実施している。（平成27年11月から運用開始） 〈平成30年度実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 16回 受講者数 1,759人 <p>大阪府プロバイダ事業者等防犯連絡会の連携</p> <p>警察本部と府内プロバイダ事業者等が連携して、インターネットの適正利用に向け、防犯意識の高揚や各種情報交換等に努め、コンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪の被害防止と違法・有害情報の排除を図り、ネットワーク社会における安全な市民生活に寄与することを目的として設置し協力事業者のホームページから大阪府警察ホームページにリンクが設定され、サイバー犯罪等の未然防止に向けた広報活動を実施している。</p> <p>○連絡会参加プロバイダ事業者数 大阪府内のプロバイダ及び携帯電話事業者 計13社</p>	警察本部 生活安全部	サイバー犯罪対策課	⑤
不正アクセス行為の再発防止のための援助	<p>公安委員会は、不正アクセス行為が行われたと認められた場合において、不正アクセス行為が行われた特定電子計算機のアクセス管理者から援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、申出者に対して不正アクセス行為の再発防止のための援助を行う。（平成12年7月1日から開始）</p> <p>[根拠法令等：不正アクセス行為の禁止に関する法律]</p>	200	200	警察本部 生活安全部	サイバー犯罪対策課	⑤
インターネットバンキングや偽ショッピングサイト被害等における消費者に対する広報啓発活動	<p>サイバー空間の脅威に関する広報啓発活動を推進するため、インターネットバンキングにおける不正送金被害やショッピングサイトにおける偽サイトの詐欺被害などの未然防止を図るためのキャンペーンを実施する。</p> <p>また、インターネットにおける消費者被害に関する消費者向けの広報資料（パンフレット等）を作成し、広く配布する。</p> <p>平成30年度 ポスター7,000部 チラシ102,000部配付</p>	1,843	3,481	警察本部 生活安全部	サイバー犯罪対策課	⑤

4. 体系別事業一覧
 II 消費者の自立への支援
 2. 環境に配慮した消費生活の推進

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
太陽光パネル設置普及啓発事業	<p>府民が安心して既存の住宅の屋根に太陽光モジュールを設置できるよう、府が太陽光発電システム製造者、施工店及び販売店を望ましい行動へ誘導するとともに、府が定める要件を満たすものを登録及び公表することにより、府民が自主的に太陽電池発電設備を普及促進することを目指す。</p> <p>なお登録にあたっては、大阪府消費者保護条例を参考にしつつ、消費者との信頼関係構築や消費者利益の擁護及び増進を定めた「自主的な行動基準」の作成と府への届出及び公表を必要とする。</p> <p><平成30年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な行動基準策定 <ul style="list-style-type: none"> 製造者 16件 施工店 48件 販売店 58件 ・登録 <ul style="list-style-type: none"> 製造者 12件 施工者 13件 販売者 30件 	環境農 林水産 部	エネルギー 政策課	①
府民参加型太陽光発電促進事業	<p>地域に根ざした「民」主導の太陽光パネルの設置を促進するために、マンションに住んでいる等の理由により、単独で太陽光パネルを設置することができない市民をはじめ、環境に関心のある市民等あらゆる市民が参加できる「市民共同発電」事業を支援する。</p> <p>府内市町村が公共施設等に市民からの出資により市民共同発電設備を設置する事業者を公募する際の留意事項、設置場所の選定や技術的、制度的な課題への対応、市民からの資金調達方法に関する課題などについてまとめた「市民共同発電の公募について」を利用し、市町村に対して市民共同発電の実施に向けたサポートを行う。</p>	環境農 林水産 部	エネルギー 政策課	②
地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業	<p>「大阪府環境保全基金」を活用し、府民等から寄付・出資を募り、公益的施設（市町村施設、小学校、幼稚園、保育園、社会福祉施設等）において、太陽光発電を設置するとともに、施設と連携した環境活動等を実施することを通じて、自らの活動を拡大し、地球環境・地域環境の保全に貢献しようとするNPO等に対して補助する。（予定件数：2件、補助率：対象経費（設置費等）の1/2（最大100万円））</p>	2,000	—	環境農 林水産 部	エネルギー 政策課	②
グリーン購入の推進	<p>(1)府民等への啓発 環境への負荷の少ないライフスタイルの構築に向け、「豊かな環境づくり大阪府民会議」（府、市町村、事業者、府民及び民間団体等で構成）において、グリーン購入の推進等を内容とする「豊かな環境づくり大阪行動計画」（平成8年6月策定、毎年更新）を策定し推進を図るとともに、環境にやさしい消費行動を通じて府民の環境配慮行動を促進するため、「環境にやさしい買い物キャンペーン」等を実施する。</p> <p>(2)府の率先購入 府が事業者、消費者の立場からあらゆる事務事業において環境への配慮を徹底させるため、「国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律」を受け、策定した「大阪府グリーン調達方針」（毎年改定）に基づきより一層のグリーン購入推進に努める。</p> <p>〔根拠法令等：大阪府循環型社会形成推進条例、国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律〕</p>	322	301	環境農 林水産 部	エネルギー 政策課	③
環境教育・環境保全活動の推進	<p>「環境教育等行動計画」に基づき、情報基盤の充実と連携の強化、人材育成・人材活用、場の提供・学習機会の提供、教材・プログラムの整備と活用、協働取組の推進・民間団体等への支援、普及啓発の6つの柱のもと関連施策による環境学習と環境保全活動を推進する。</p>	環境農 林水産 部	エネルギー 政策課	—

4. 体系別事業一覧
 II 消費者の自立への支援
 2. 環境に配慮した消費生活の推進

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
省エネ行動の実践の促進	省エネの取組みを紹介したホームページ「省エネ生活のすすめ」等により積極的に情報発信するとともに、イベントやセミナー等さまざまな機会を通じて、広く府民に環境配慮行動の必要性と実践を呼びかける。 また、府が委嘱した地球温暖化防止活動推進員による地域に密着した自主的な温暖化対策活動を支援する。	1,177	977	環境農林水産部	エネルギー政策課	—
温暖化「適応」推進事業	身近なところで起こる気候変動の影響による被害を回避あるいは最小化する取組み（「適応」という）の地域での実践につなげていくため、府民をはじめ、環境NPO、地球温暖化防止活動推進員、市町村職員の「適応」に関する理解を深めるための事業を実施する。 <平成30年度の取組み> (1)「適応」の普及に向けた学習会（適応塾）の開催 (2)環境NPO等と協働した地域での「適応」に関する啓発活動 (3)「ヒートアイランド対策」の啓発 (4)事業者向け「適応」セミナーの開催 根拠法令：大阪府基金条例・環境保全基金運営要綱・地球温暖化対策の推進に関する法律・大阪府温暖化の防止等に関する条例	4,600	4,590	環境農林水産部	エネルギー政策課	—
リサイクル社会推進事業	目指すべき循環型社会の構築に向け策定した「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月策定）に基づき、一般廃棄物関連のリサイクル関係法令の周知や市町村におけるごみ減量の取組み等の紹介を通じて、府民、事業者、行政が行う実践活動を促進するとともに、市町村と連携・協働して、より一層のリサイクル推進を図る。 また、リサイクル製品の利用促進を図るため、大阪府リサイクル製品認定制度に基づく認定を受けたリサイクル製品をウェブサイトに掲載するとともに、環境関連イベント等に出席するなどにより、府民・事業者を紹介する。 〔根拠法令等：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大阪府循環型社会形成推進条例〕	790	769	環境農林水産部	循環型社会推進室資源循環課	⑤
プラスチック対策推進事業	国は、第四次循環型社会形成推進基本計画（2018年6月閣議決定）に基づき「プラスチック資源循環戦略（以下「戦略」という。）」を2019年5月に策定し、同年6月に大阪で開催されたG20サミットにおいても2050年までに新たなプラスチックごみの海への排出をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有された。 本府においては、本年1月28日に、大阪市と共同で「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行い、使い捨てプラスチックの削減や3R（リデュース、リユース、リサイクル）をさらに推進することとしており、国の戦略等を踏まえて、事業者や府民の新たな取組みを進めるため、2019年度から「プラスチック対策推進事業」を実施する。 本事業では、関係者で構成されるプラスチックごみ対策推進ネットワーク会議を設置・運営する他、府民のさらなる理解と取組みを推進し府全域にプラスチックごみ対策を展開するため、シンポジウムを開催するとともに、啓発資材を作成する。	—	2,951	環境農林水産部	循環型社会推進室資源循環課	⑤
食品ロス削減対策検討事業	平成30年度に実施した食品製造業者向けの食品ロス削減の取組状況等に関するアンケート調査結果を踏まえ、食品ロス削減に向けた具体的な行動を促すため、食品製造事業者等を対象に、学びの場の提供やアドバイザー派遣等を行う。	949	949	環境農林水産部	流通対策室	—
消費者行動促進支援事業	おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度に基づく、パートナーシップ事業者をはじめとする事業者等とともに実施する食品ロス削減キャンペーン、実証事業等を通じ、府域全体での食品ロス削減に向けた機運醸成を図り、取組みの普及・拡大を目指す。	3,020	3,020	環境農林水産部	流通対策室	—

4. 体系別事業一覧
 II 消費者の自立への支援
 2. 環境に配慮した消費生活の推進

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
生活排水対策の推進	ホームページ「生活排水をきれいにしよう」により生活排水に関する情報を広く提供する。また、毎年2月を「生活排水対策推進月間」とし、府民に家庭でできる取組みを呼びかける。 〈URL: http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/sei-hai/index.html 〉 [根拠法令等：水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例]	112	113	環境農林水産部	環境管理室 事業所指導課	—
エコカーの普及促進	自動車から排出される窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)による大気汚染の改善を図るとともに、二酸化炭素(CO ₂)排出量削減による地球温暖化対策を推進するため、自動車メーカー等の民間企業や自動車関係団体との協働により試乗イベントなどの啓発活動等による取組みを行い、エコカーの普及促進を図る。 <平成30年度実績> ・エコカー展示・試乗会 9回 ・メールマガジン配信 9回 ・ホームページによる情報発信	環境農林水産部	環境管理室 環境保全課	④
駐車時におけるアイドリングストップの推進	駐車中に自動車のエンジンをかけ続けるアイドリングは、大気汚染や騒音等の問題を引き起こすことから不要なアイドリングは停止する必要があるため、駐車時におけるアイドリング停止等の遵守について運転者等への啓発を行う。 [根拠法令等：大阪府生活環境の保全等に関する条例]	環境農林水産部	環境管理室 環境保全課	④
おおさか交通エコチャレンジ推進運動	公共交通機関の利用の推進やエコカー使用の推進、エコドライブの推進などに率先して取り組む府内事業者の取組みを支援する。「おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者」の登録やエコドライブシミュレーターの貸出、エコドライブステッカーの配布等支援メニューを提供し、事業者における環境に配慮した自動車利用の推進を図る。 <平成31年4月1日現在> ・登録事業者数：72事業者(所) <平成30年度実績> ・エコドライブシミュレーター貸出回数：15回	環境農林水産部	環境管理室 環境保全課	④
大阪エコ農業総合推進対策事業	「大阪エコ農業推進基本方針」に基づき、農業の持つ物質循環機能を活かし、農業の環境への負荷軽減を図りながら、府民が求める安心な農産物の生産を推進するとともに、地域環境の保全に寄与する。	18,335	22,641	環境農林水産部	農政室 推進課	⑥
大阪産(もん)ブランド化の推進	豊かな府民生活の実現に向け、農林水産事業者と食品産業者、飲食事業者等と連携し、大阪産(もん)のブランド力向上と率先購入の機会拡大を図る。 ・大阪産(もん)全国魅力発信事業 首都圏の百貨店等でキャンペーンを実施し、首都圏での需要を創出するとともに、継続販売につなげる。 ・大阪産(もん)消費拡大加速化事業 大阪産(もん)の消費拡大につなげていくため、大阪産(もん)の販売店や飲食店を増やしていく。 ・大阪産(もん)戦略品目需要創造事業 大阪産(もん)を戦略的に販売していくため、PR用の資材の作成等を行う。	2,252	2,271	環境農林水産部	流通対策室	⑥

4. 体系別事業一覧
 II 消費者の自立への支援
 3. 高齢者、障がい者、若者等への支援

事業名	概 要	予算：千円		所 管 課		取組 番号																		
		H30最終	R1当初	部	室課名																			
高齢者等の見 守り者対象の 講座の実施	高齢者等をサポートする見守り・支援者向けに出前講座等を実施する。 <平成30年度実績> ・実施回数 20回 ・受講者数 616人	2,203	2,217	府民文 化部	消費生 活セン ター	①② ③																		
消費のサポ ーター養成・更 新講座（再 掲）	高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に関する最新の情報提供 等を行う「消費のサポーター」養成講座を実施する。また、すでに消 費のサポーターとして登録しているボランティアに対し、専門的な知 識の維持と更新を図る更新講座を実施する。 <平成30年度実績>平成31年4月1日現在登録者数168名 ・消費のサポーター養成講座（新規） 実施回数1回 受講者数 39 人 ・消費のサポーター更新講座（更新） 実施回数3回 受講者数 132 人	4,770	4,821	府民文 化部	消費生 活セン ター	②④																		
高齢者向け 「消費者問題 ミニ講座」へ の講師派遣 （再掲）	地域での高齢者の集まりに、悪質商法とその対策、被害に遭わない ための注意点などの情報提供を行うボランティアである消費のサポ ーターの養成し、派遣を支援することにより、高齢者の消費者被害の未 然防止を図る。 <平成30年度実績>平成31年4月1日現在登録者数168名 ・ミニ講座実施回数 158回 ・ミニ講座受講者数 4,843人																							
若者向けウェブ サイトの運 営（再掲）	小学校高学年から20歳代前半くらいの若者を対象にしたウェブサイト を運用し、インターネットトラブルを中心とした若者の消費者被害 の未然防止を図る。 ホームページ「インターネットは、いろいろなトラブルともつながっ ている。」について、平成29年度からスマホで見ることができるよう、改良を行った。 <<URL: http://www.nethigai.jp/ >> <平成30年度実績> アクセス件数2,185件（うちスマートフォン496件）	492	496	府民文 化部	消費生 活セン ター	—																		
夏休み若者向 け特別啓発事 業	夏休みに、若者（対象：主に高校生）が陥りやすいトラブルを防止 するための啓発イベントを開催する。 <平成30年度実績> 若者（対象：主に高校生）に多い消費者被害をテーマに取り上げ、夏 休み期間を利用して啓発イベントを実施した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">テーマ「笑いDE学ぶ消費者トラブルHS（ハイスクール）編2018」</td> </tr> <tr> <td colspan="3">期 間：H30.8.12</td> </tr> <tr> <td colspan="3">と ころ：イオンモール堺鉄砲町</td> </tr> <tr> <td colspan="3">参加者数：579人（うち着席者95人）（立ち見あり）</td> </tr> <tr> <td>とき</td> <td>内容</td> <td>参加者数</td> </tr> <tr> <td>H29.8.14</td> <td>・漫才 ・コト・解説「定期購入、フリーマーケットサービス、SNSをきっか けとしたアポイントメントセールス」 ・消費者トラブルに関するクイズ「もずやんといっしょ！」 ・パネル展示・リーフレット配付</td> <td>456人</td> </tr> </table>	テーマ「笑いDE学ぶ消費者トラブルHS（ハイスクール）編2018」			期 間：H30.8.12			と ころ：イオンモール堺鉄砲町			参加者数：579人（うち着席者95人）（立ち見あり）			とき	内容	参加者数	H29.8.14	・漫才 ・コト・解説「定期購入、フリーマーケットサービス、SNSをきっか けとしたアポイントメントセールス」 ・消費者トラブルに関するクイズ「もずやんといっしょ！」 ・パネル展示・リーフレット配付	456人	1,000	1,000	府民文 化部	消費生 活セン ター	—
テーマ「笑いDE学ぶ消費者トラブルHS（ハイスクール）編2018」																								
期 間：H30.8.12																								
と ころ：イオンモール堺鉄砲町																								
参加者数：579人（うち着席者95人）（立ち見あり）																								
とき	内容	参加者数																						
H29.8.14	・漫才 ・コト・解説「定期購入、フリーマーケットサービス、SNSをきっか けとしたアポイントメントセールス」 ・消費者トラブルに関するクイズ「もずやんといっしょ！」 ・パネル展示・リーフレット配付	456人																						

4. 体系別事業一覧
 II 消費者の自立への支援
 3. 高齢者、障がい者、若者等への支援

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
消費生活情報の提供（再掲）	<p>消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報誌として大阪市と共同で「くらしすと」を発行する。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>(1)生活情報誌「くらしすと」（府市共同作成） 年2回発行 30,000部</p> <p>(2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信 アドレス登録数 887件（H31.3.31現在）</p> <p>(3)消費者啓発資料の作成</p> <p>①「あまーい誘いにご用心！」 92,000部（H30年度版） ②「どうする？君なら」 91,000部（H30年度版） ③「府内消費生活相談窓口」 3,000部 ④「消費者法ガイド」 1,500部 ⑤「撃退！悪質商法」 3,000部 ⑥「次世代育成のための消費者教育の手びき」 2,000部 ⑦「くらしすと」（点字啓発資料） 200部×2回 ⑧「消費生活センターからのお知らせ」（府政だより抜き刷り） 50,000部</p> <p>(4)府政だより（10月号に特集記事掲載） 発行部数：約282万部</p> <p>(5)その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応</p> <p>[根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例]</p>	3,400	0	府民文化部	消費生活センター	⑤⑥
福祉部等と連携した見守り強化	<p>・福祉部及び府警本部等と連携し、主要なコンビニエンスチェーンやスーパーマーケット協会等の協力を得て事業者による高齢消費者の見守り強化を行う。見守り者を対象とした説明会等の場において啓発資料を配付し、高齢者の見守りポイント等についての情報提供等を行う。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>・福祉関係者向け「みんなの力で助け隊」（見守り者向けハンドブック）作成 12,000部 ・事業者版「みんなの力で助け隊」（見守り者向けハンドブック）作成 30,000部</p>	3,808	2,081	府民文化部	消費生活センター	③⑦
消費者教育教材活用推進	<p>・府立高校3校を「大阪府消費者教育推進モデル校」に指定し、学校現場において消費者教育教材を活用したモデル授業を実施する。その成果を事例集として取りまとめ発信する。</p> <p>・教材を活用した授業を実施するために教職員向けに研修を実施する。</p> <p>・消費生活相談員等の実務経験者を講師として派遣する。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>・大阪府消費者教育推進モデル校 3校 ・モデル授業 3授業 ・実践事例集作成 ・モデル授業をもとにした教職員向け消費者教育教材作成 ・教員向け研修回数5回 受講者数 79人</p>	3,371	3,620	府民文化部	消費生活センター	—
成年年齢引下げに伴う集中啓発事業	<p>契約、お金の使い方、消費者市民社会の構築を重点的に、若者が陥りやすいトラブルを図式化して解説したリーフレットを作成し、消費者教育授業の補助資料として活用を図る。</p>	—	2,693	府民文化部	消費生活センター	—
大学生期における消費者教育	<p>消費者市民社会の実現に向け積極的に活動を行うことができる力を持つ消費者教育学生ボランティアを育成し、主体的な活動を促進する。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>消費者教育学生リーダー16名認定</p>	3,148	3,149	府民文化部	消費生活センター	—

4. 体系別事業一覧
 II 消費者の自立への支援
 3. 高齢者、障がい者、若者等への支援

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
特殊詐欺等被害防止に向けた広報啓発活動	府政だよりでの広報 10月号に高齢者特集号掲載	10,000	10,000	府民文化部	消費生活センター	⑦
	特殊詐欺の認知件数、被害金額の増加を食い止めるためには、高齢者の防犯意識の向上及び地域ぐるみによる被害防止の機運の醸成が急務であり、本事業においては、高齢者を対象とした防犯教室、キャンペーン等において配付する啓発用物品を作成し、啓発効果を高めるとともに、自治体、事業者、地域住民に対する広報活動や個別防犯活動において配付するチラシを作成して高齢者のみならず地域全体の防犯意識の向上を図り、更には、警察署、金融機関、事業所等に掲示するポスターを作成してこれら施策では行き届かない人々に対する補完的な広報を行う。 本事業においては、大阪府消費生活センターと連携することで、より幅広く効果的な広報啓発活動を行う。	990	981	警察本部 生活安全部	府民安全対策課	
地域権利擁護総合推進事業	認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るために、地域で相談を受けている関係機関等を対象として、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会を通じて、相談支援事業を実施する。 (1)権利擁護に係る相談支援事業 (内容)・電話相談：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 ・専門相談：弁護士・社会福祉士による面接相談 毎週木曜日（予約制）午後1時～午後2時30分～ など	26,888	27,033	福祉部	地域福祉推進室 地域福祉課	⑧
日常生活自立支援事業	認知症・知的障がい・精神障がい者等の判断能力が不十分な方の権利擁護を図るため、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に対して補助を行う。 (内容)・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス など 〔根拠法令等：日常生活自立支援事業費補助金交付要綱〕	265,186	262,265	福祉部	地域福祉推進室 地域福祉課	⑧
福祉サービスに関する苦情解決	福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査又はあっせん等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会の取組みを支援する。	11,470	11,470	福祉部	地域福祉推進室 地域福祉課	⑨⑩
障がい福祉サービスに関する相談・苦情解決のための体制づくり	障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法のもとで、利用者が安心してサービスを利用できるよう、これらの利用者等からの相談・苦情が円滑に解決される必要がある。 大阪府においても、指定した事業者のサービスの質を確保するため、指定事業者・施設に対し、集団指導や実地指導等の指導監督を行う。また、喀痰吸引に係る研修機関・事業者の登録及び指導監督を行う。 〔根拠法令等：障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法〕	5,656	5,957	福祉部	障がい福祉室 生活基盤推進課	⑩

4. 体系別事業一覧
 II 消費者の自立への支援
 3. 高齢者、障がい者、若者等への支援

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
介護保険制度における相談・苦情解決体制の推進	(1) 介護保険苦情処理体制の整備運営 大阪府国民健康保険団体連合会が迅速かつ適切に苦情に対応し、公平・中立な立場から苦情処理を行えるようにするため、同連合会が行う苦情処理体制の整備及びその運営に要する経費に対し補助を行う。	9,228	9,228	福祉部	高齢介護支援課・介護事業者課	⑨
	(2) 介護保険制度における指定介護保険施設や指定居宅サービス事業者等に対する指導・監査 介護保険制度により提供される施設サービスや居宅サービスの質を確保するため、毎年度集団指導の開催や施設・事業所の実地指導を行っている。実地指導では、法令遵守並びに利用者の立場に立った適正なサービスの提供について指導を行い、不正事案等が確認されれば監査を実施するなど、厳正な指導監督を行う。			
圧着ハガキの郵送による広報啓発活動費（特殊詐欺対策）	各都道府県警察が捜査の過程で犯人グループから押収した名簿を警察庁が集約し、集約後大阪府警察に還元された名簿を活用して高齢者を中心とした名簿登載者に対し、ハガキを送付して注意喚起を実施し、特殊詐欺被害の未然防止を図る（郵送件数 25,000件）。	1,836	1,896	警察本部生活安全部	府民安全対策課	⑦
「おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター」の開設	特殊詐欺被害未然防止対策として、押収名簿及びN T T電話帳の掲載者等に架電して特殊詐欺の犯行手口の情報提供と被害防止の注意喚起を行う（架電件数 約90,000件）	6,458	14,991	警察本部生活安全部	府民安全対策課	⑦
特殊詐欺等被害防止緊急対策事業（補助事業）	○特殊詐欺対策機器普及促進事業 市町村が特殊詐欺対策機器を一括購入し、特に被害に遭うおそれの高い高齢者に貸与する事業を対象として補助を行い、市町村における普及の支援を行う。 （補助対象者） 市町村 （補助率） 特殊詐欺対策機器購入費の1/2以内 （補助限度額） 上限5千円/台 （事業規模） 1,000台（令和元年度） （事業計画） 平成29年度～令和元年度（3ヵ年） （目標） 3ヵ年で府内全市町村における特殊詐欺対策事業の実施・促進を図る。	1,482	5,000	政策企画部	治安対策課	⑦

4. 体系別事業一覧

Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進

(1) 多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育の推進

① 学校(小学校・中学校・高等学校・支援学校等)等における消費者教育

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
消費者教育講師派遣(再掲)	消費者問題について、学習を希望するテーマに応じた講師を派遣し、消費者グループや学生等に学習機会や教育を提供する。 <平成30年度実績> 開催回数：20回、参加者数：1,207人	1,754	1,754	府民文化部	消費生活センター	②
消費者教育教材活用推進(再掲)	・府立高校3校を「大阪府消費者教育推進モデル校」に指定し、学校現場において消費者教育教材を活用したモデル授業を実施する。その成果を事例集として取りまとめ発信する。 ・教材を活用した授業を実施するために教職員向けに研修を実施する。 ・消費生活相談員等の実務経験者を講師として派遣する。 <平成30年度実績> ・大阪府消費者教育推進モデル校 3校 ・モデル授業 3授業 ・実践事例集作成 ・モデル授業をもとにした教職員向け消費者教育教材作成 ・教員向け研修回数5回 受講者数 79人	3,371	3,620	府民文化部	消費生活センター	—
成年年齢引下げに伴う集中啓発事業(再掲)	契約、お金の使い方、消費者市民社会の構築を重点的に、若者が陥りやすいトラブルを図式化して解説したリーフレットを作成し、消費者教育授業の補助資料として活用を図る。	—	2,693	府民文化部	消費生活センター	—
消費者教育の推進	大阪府における消費者教育の推進体制を強化するとともに、消費者教育の充実を図る。 <平成30年度実績> 消費者教育教材の提供 ・若者向け啓発資料「あまい誘いにご用心！」を府内の高校に配布 ・若者向け啓発資料「どうする？君なら」を府内の中学校に配布 ・若者向け消費者教育教材「インターネットはいろいろなトラブルとつながっている」(ウェブサイトにて公開) 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例〕	府民文化部	消費生活センター	④
若者向けウェブサイト運営(再掲)	小学校高学年から20歳代前半くらいの若者を対象にしたウェブサイトを活用し、インターネットトラブルを中心とした若者の消費者被害の未然防止を図る。 ホームページ「インターネットは、いろいろなトラブルともつながっている。」について、平成29年度からスマホで見ることができるよう、改良を行った。 《URL: http://www.nethigai.jp/ 》 <平成30年度実績> アクセス件数2,185件(うちスマホ496件)	492	496	府民文化部	消費生活センター	④

4. 体系別事業一覧

Ⅲ消費者教育に関する計画的な施策の推進

(1)多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育の推進

①学校(小学校・中学校・高等学校・支援学校等)等における消費者教育

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号																		
		H30最終	R1当初	部	室課名																			
夏休み若者向け特別啓発事業(再掲)	<p>夏休みに、若者(対象：主に高校生)が陥りやすいトラブルを防止するための啓発イベントを開催する。 <平成30年度実績> 若者(対象：主に高校生)に多い消費者被害をテーマに取り上げ、夏休み期間を利用して啓発イベントを実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">テーマ「笑いDE学ぶ消費者トラブルHS(ハイスクール)編2018」</td> </tr> <tr> <td colspan="3">期 間：H30.8.12</td> </tr> <tr> <td colspan="3">と ころ：イオンモール堺鉄砲町</td> </tr> <tr> <td colspan="3">参加者数：579人(うち着席者95人)(立ち見あり)</td> </tr> <tr> <td>と き</td> <td>内 容</td> <td>参加者数</td> </tr> <tr> <td>H29.8.14</td> <td> ・漫才 ・コメント・解説「定期購入、フリーマーケットサービス、SNSをきっかりとしたアポイントメントセールス」 ・消費者トラブルに関するクイズ「もずやんといっしょ！」 ・パネル展示・リーフレット配付 </td> <td>456人</td> </tr> </table>	テーマ「笑いDE学ぶ消費者トラブルHS(ハイスクール)編2018」			期 間：H30.8.12			と ころ：イオンモール堺鉄砲町			参加者数：579人(うち着席者95人)(立ち見あり)			と き	内 容	参加者数	H29.8.14	・漫才 ・コメント・解説「定期購入、フリーマーケットサービス、SNSをきっかりとしたアポイントメントセールス」 ・消費者トラブルに関するクイズ「もずやんといっしょ！」 ・パネル展示・リーフレット配付	456人	1,000	1,000	府民文化部	消費生活センター	—
テーマ「笑いDE学ぶ消費者トラブルHS(ハイスクール)編2018」																								
期 間：H30.8.12																								
と ころ：イオンモール堺鉄砲町																								
参加者数：579人(うち着席者95人)(立ち見あり)																								
と き	内 容	参加者数																						
H29.8.14	・漫才 ・コメント・解説「定期購入、フリーマーケットサービス、SNSをきっかりとしたアポイントメントセールス」 ・消費者トラブルに関するクイズ「もずやんといっしょ！」 ・パネル展示・リーフレット配付	456人																						
大阪の子どもを守るネット対策事業(再掲)	<p>社会経験も浅く、判断能力が未熟な青少年が、スマートフォンや携帯ゲーム機等のネット機器利用によって、犯罪やトラブルの被害に遭わないために、青少年自身に適切なインターネットの使い方を考えさせる機会(OSAKAスマホサミットの開催等)を提供することでネットリテラシーの向上を図る。 併せて、青少年を指導する教職員やPTA等を対象に民間事業者を講師として派遣し具体的なトラブル事例やその回避策についての研修を実施する。また、児童生徒を対象にした大学生講師による出前講座を行う。</p> <p>[根拠法令等：青少年を取り巻く有害環境対策の推進委託要項]</p>	1,902	2,121	政策企画部	青少年・地域安全青少年課	—																		
住まい・まちづくり教育の普及	<p>公民連携による大阪府住まい・まちづくり教育普及協議会において、子どもたちに「住まい」について考える機会を持たせ、次世代の豊かな住まいづくりを担う子どもたちを通じて、家庭や地域全体として「住まい」について考え、生活意識を高めていくために、小学生や中学校教師を対象とした出前講座等を実施する。 平成30年度実績(出前講座15校)</p>	0	0	住宅まちづくり部	都市居住課	—																		
学習指導要領に基づく消費者教育	<p>学習指導要領による教育指導を行う。 (具体的取組例) [小学5・6年(家庭科)] 物や金銭の大切さ、計画的な使い方を学ぶ など [中学(社会科：公民)] 金融の仕組みや働き、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を学ぶ など [中学(技術・家庭科)] 自分や家族の消費生活への関心、消費者の基本的な権利と責任、生活に必要な物資・サービスの適切な選択を学ぶ など [高等学校(家庭科)] 消費者の基本的な権利と責任、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組み等を学ぶ など [高等学校(公民科)] 個人や企業など、それぞれの経済主体が果たす役割や責任から経済活動の意義や目的等を学ぶ など [支援学校] ・一人ひとりの教育的ニーズに応じ、各支援学校において多様な取組みを実施(商品等の安全、生活の管理と契約 など)</p>	教育庁	教育振興室 高等学校課 教育振興室 支援教育課 市町村 教育室 小中学校課	①																		
「大阪府金融広報委員会」との連携	<p>金融・金銭教育研究校は大阪府金融広報委員会との連携のもと金融・金銭教育に係る実践を行う。</p>	教育庁	教育振興室 高等学校課 市町村 教育室 小中学校課	⑤																		

4. 体系別事業一覧

Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進

(1) 多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育の推進

② 大学・専門学校等における消費者教育

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
大学生期における消費者教育（再掲）	消費者市民社会の実現に向け積極的に活動を行うことができる力を持つ消費者教育学生ボランティアを育成し、主体的な活動を促進する。 <平成30年度実績> 消費者教育学生リーダー16名認定	3,148	3,149	府民文化部	消費生活センター	①②③

4. 体系別事業一覧

Ⅲ消費者教育に関する計画的な施策の推進

(1)多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育の推進

③地域における消費者教育

事業名	概 要	予算：千円		所 管 課		取組 番号																		
		H30最終	R1当初	部	室課名																			
消費のサポーター養成・更新講座（再掲）	<p>高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に関する最新の情報提供等を行う「消費のサポーター」養成講座を実施する。また、すでに消費のサポーターとして登録しているボランティアに対し、専門的な知識の維持と更新を図る更新講座を実施する。</p> <p><平成30年度実績>平成31年4月1日現在登録者数168名</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費のサポーター養成講座（新規） 実施回数1回 受講者数 39人 消費のサポーター更新講座（更新） 実施回数3回 受講者数 132人 	4,770	4,821	府民文化 部	消費生 活セン ター	①②																		
高齢者向け「消費者問題ミニ講座」への講師派遣（再掲）	<p>地域での高齢者の集まりに、悪質商法とその対策、被害に遭わないための注意点などの情報提供を行うボランティアである消費のサポーターの養成し、派遣を支援することにより、高齢者の消費者被害の未然防止を図る。</p> <p><平成30年度実績>平成31年4月1日現在登録者数168名</p> <ul style="list-style-type: none"> ミニ講座実施回数 158回 ミニ講座受講者数 4,843人 																							
金銭教育の普及等	<p>府民の健全かつ計画的な家計運営及び金融知識の重要性に対する意識の向上に資するため、「大阪府金融広報委員会」との連携のもと、生活設計の勧奨、金銭教育の普及等、金融広報に係る事務を行う</p>	747	747	府民文化 部	消費生 活セン ター	②																		
消費者フェアの実施（再掲）	<p>行政、事業者団体、消費者団体等が連携して、府民に消費生活に関する情報をわかりやすく提供する府民参加型イベントを開催する。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>府内消費者団体等の参加・協力を得て、広く府民が参加するイベントを開催した。</p> <table border="1" data-bbox="347 1115 943 1279"> <tr> <td colspan="3">テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア 2018～あなたも私も消費者市民～</td> </tr> <tr> <td colspan="3">期 間：H30.11.4</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ところ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ</td> </tr> <tr> <td colspan="3">参加延人数：2,793人</td> </tr> <tr> <th>とき</th> <th>内容</th> <th>参加者数</th> </tr> <tr> <td>H30.11.4</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ステージプログラム（寸劇、クイズ、活動紹介、お楽しみ抽選会など） 手づくり・遊びコーナー（クイズ、手作り教室など） パネルコーナー（調査・研究成果のパネル展示など） 情報コーナー（クイズ・パネル展示など） </td> <td>2,793人</td> </tr> </table>	テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア 2018～あなたも私も消費者市民～			期 間：H30.11.4			ところ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ			参加延人数：2,793人			とき	内容	参加者数	H30.11.4	<ul style="list-style-type: none"> ステージプログラム（寸劇、クイズ、活動紹介、お楽しみ抽選会など） 手づくり・遊びコーナー（クイズ、手作り教室など） パネルコーナー（調査・研究成果のパネル展示など） 情報コーナー（クイズ・パネル展示など） 	2,793人	6,353	6,374	府民文化 部	消費生 活セン ター	⑤
テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア 2018～あなたも私も消費者市民～																								
期 間：H30.11.4																								
ところ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ																								
参加延人数：2,793人																								
とき	内容	参加者数																						
H30.11.4	<ul style="list-style-type: none"> ステージプログラム（寸劇、クイズ、活動紹介、お楽しみ抽選会など） 手づくり・遊びコーナー（クイズ、手作り教室など） パネルコーナー（調査・研究成果のパネル展示など） 情報コーナー（クイズ・パネル展示など） 	2,793人																						

4. 体系別事業一覧

Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進

(1) 多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育の推進

④ 家庭における消費者教育

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
社会教育施設等への情報提供及び教材等の貸し出し	地域の公民館や図書館などの社会教育施設、児童養護施設及びPTA活動において消費者教育に関わる取組みが推進されるように情報提供や教材等の貸し出しを支援している。	…	…	府民文化部	消費生活センター	①
		…	…	教育庁	市町村教育室 地域教育振興課	
高齢者等の見守り者対象の講座の実施	高齢者等をサポートする見守り・支援者向けに出前講座等を実施する。 <平成30年度実績> ・実施回数 20回 ・受講者数 616人	2,203	2,217	府民文化部	消費生活センター	②
消費生活情報の提供（抜粋、再掲）	府政だより（10月号に特集記事掲載） 発行部数：約282万部	10,000	10,000	府民文化部	消費生活センター	—

4. 体系別事業一覧

Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進

(1) 多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育の推進

⑤ 職域における消費者教育

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
※H30～該当事業無し						

4. 体系別事業一覧

Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進

(1) 多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育の推進

⑥ 消費者教育視点としての消費生活センターの活用

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号																		
		H30最終	R1当初	部	室課名																			
消費生活情報の提供（再掲）	<p>消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報誌として大阪市と共同で「くらしすと」を発行する。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>(1)生活情報誌「くらしすと」（府市共同作成） 年2回発行 30,000部</p> <p>(2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信 アドレス登録数 887件（H31.3.31現在）</p> <p>(3)消費者啓発資料の作成</p> <p>①「あまーい誘いにご用心！」 92,000部（H30年度版）</p> <p>②「どうする？君なら」 91,000部（H30年度版）</p> <p>③「府内消費生活相談窓口」 3,000部</p> <p>④「消費者法ガイド」 1,500部</p> <p>⑤「撃退！悪質商法」 3,000部</p> <p>⑥「次世代育成のための消費者教育の手びき」 2,000部</p> <p>⑦「くらしすと」（点字啓発資料） 200部×2回</p> <p>⑧「消費生活センターからのお知らせ」（府政日より抜き刷り） 50,000部</p> <p>(4)府政日より（10月号に特集記事掲載） 発行部数：約282万部</p> <p>(5)その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応</p> <p>〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例〕</p>	3,400	0	府民文化	消費生活センター	①																		
消費者フェアの実施（再掲）	<p>行政、事業者団体、消費者団体等が連携して、府民に消費生活に関する情報をわかりやすく提供する府民参加型イベントを開催する。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>府内消費者団体等の参加・協力を得て、広く府民が参加するイベントを開催した。</p> <table border="1" data-bbox="347 1205 943 1368"> <tr> <td colspan="3">テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア2018～あなたも私も消費者市民～</td> </tr> <tr> <td colspan="3">期 間：H30.11.4</td> </tr> <tr> <td colspan="3">と ころ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ</td> </tr> <tr> <td colspan="3">参加延人数：2,793人</td> </tr> <tr> <td>とき</td> <td>内容</td> <td>参加者数</td> </tr> <tr> <td>H30.11.4</td> <td>・ステージプログラム（寸劇、クイズ、活動紹介、お楽しみ抽選会など） ・手づくり・遊びコーナー（クイズ、手作り教室など） ・パネルコーナー（調査・研究成果のパネル展示など） ・情報コーナー（クイズ・パネル展示など）</td> <td>2,793人</td> </tr> </table>	テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア2018～あなたも私も消費者市民～			期 間：H30.11.4			と ころ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ			参加延人数：2,793人			とき	内容	参加者数	H30.11.4	・ステージプログラム（寸劇、クイズ、活動紹介、お楽しみ抽選会など） ・手づくり・遊びコーナー（クイズ、手作り教室など） ・パネルコーナー（調査・研究成果のパネル展示など） ・情報コーナー（クイズ・パネル展示など）	2,793人	6,353	6,374	府民文化	消費生活センター	②
テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア2018～あなたも私も消費者市民～																								
期 間：H30.11.4																								
と ころ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ																								
参加延人数：2,793人																								
とき	内容	参加者数																						
H30.11.4	・ステージプログラム（寸劇、クイズ、活動紹介、お楽しみ抽選会など） ・手づくり・遊びコーナー（クイズ、手作り教室など） ・パネルコーナー（調査・研究成果のパネル展示など） ・情報コーナー（クイズ・パネル展示など）	2,793人																						
総合案内の運営及び消費者啓発事業の実施（府市連携事業）（再掲）	<p>消費生活に関する情報を消費者に効果的に提供するため、大阪市消費者センターと共同で「くらしの広場・エル」の総合案内を運営する。また、消費生活に関する専門図書や啓発用ビデオ・DVDを開架し、利用者への閲覧、貸出を行う。</p> <p><内容></p> <p>(1)専門資料コーナー：消費生活に係る各種情報を収集整理し、消費者、市町村、学校、マスコミ等の利用に供し、利用者の相談に応じるとともに、センター事業の推進に活用する。</p> <p>(2)ビデオライブラリー：消費者啓発用ビデオテープを購入し、消費者団体等の利用に供する。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>来場者数：24,403人</p> <p>DVD貸出数：51件 105本</p>	1,116	1,126	府民文化	消費生活センター	③																		

4. 体系別事業一覧

Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進

(2) 消費者教育の人材(担い手)の育成及び活用

① 小学校・中学校・高等学校・支援学校等における教職員

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
教職員への消費者教育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒と密接に係わり、生活指導に重要な役割を果たす教職員等に対して講師を派遣し、消費者被害の現状や対処法について研修を行う。 ・教職員が活用できる消費者法の簡単なガイドブックを作成する。 <平成30年度実績> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 15回 ・受講者数 1,175人 	2,103	0	府民文化部	消費生活センター	②
消費者教育教材活用推進(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・府立高校3校を「大阪府消費者教育推進モデル校」に指定し、学校現場において消費者教育教材を活用したモデル授業を実施する。その成果を事例集として取りまとめ発信する。 ・教材を活用した授業を実施するために教職員向けに研修を実施する。 ・消費生活相談員等の実務経験者を講師として派遣する。 <平成30年度実績> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府消費者教育推進モデル校 3校 ・モデル授業 3授業 ・実践事例集作成 ・モデル授業をもとにした教職員向け消費者教育教材作成 ・教員向け研修回数5回 受講者数 79人 	3,371	3,620	府民文化部	消費生活センター	①②
学校教員の消費者教育研修の実施	高等学校10年経験者研修(第7回)の授業づくりにおいて、成年年齢引き下げに伴い高校における消費者教育の重要性が高まっていること、また社会科・家庭科だけでなく教科横断で消費者教育に取り組むことができることを取り上げている。 学校教育における消費者教育の充実及び教員の消費者問題についての知識向上を図るため、小・中・義務教育学校・高等学校及び支援学校の担当教員を対象に「社会・地理歴史・公民」教育課題研修、消費者教育研修を実施している。 小学校「家庭」授業づくり研修、中・高等学校「家庭」授業力向上研修において、講座内容の一部で、衣生活・住生活・食生活等との関連を図りながら、消費者教育を取り入れている。	教育庁	教育センター	①

4. 体系別事業一覧

Ⅲ消費者教育に関する計画的な施策の推進

(2)消費者教育の人材(担い手)の育成及び活用

②消費生活相談員等

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
中核的センター機能充実強化研修(再掲)	府域の中核的センターとして、「指定消費生活相談員導入」に伴い中核的センター機能の強化を図り、府消費生活相談窓口の専門性を強化するとともに支援技術等の向上を図ることにより、府全体としての問題解決能力向上を図る。 <平成30年度実績> ・実施回数 12回 ・参加人数 128名	1,278	1,278	府民文化部	消費生活センター	①②
市町村相談員総括者研修(再掲)	市町村消費生活相談窓口における問題解決能力の向上を目指し、困難事案の対応において府センターとのパイプ役になる市町村の総括的立場にある相談員を対象に、専門的で高度な内容の研修を行うことにより、円滑かつ効果的に相談における府の支援の効果をあげ、より複雑化・多様化する相談事案の解決を図る。 <平成30年度実績> ・実施回数 22回 ・参加人数 261名	5,149	5,149	府民文化部	消費生活センター	①②
市町村消費者行政職員等研修会の実施	市町村職員等を対象に、消費者行政(消費者教育)の推進にあたって必要な知識を習得するための研修を実施する。 <平成30年度実績>	182	185	府民文化部	消費生活センター	②

実施日	内容	講師	受講者数
H30.6.7	「国と地方消費者行政の連携と充実に向けて」	消費者庁消費者教育・地方協力課 課長補佐 植田政徳氏	41人
H30.9.26	「高齢者の見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会を含む)の重要性について」	大阪弁護士会 薬袋真司 弁護士 神山 義規氏 大阪簡易裁判所 調停係裁判官 新屋 眞宏氏 大阪池田簡易裁判所 調停委員 大石 良子氏 大阪簡易裁判所 訟延管理官 小野山 隆司氏	38人
H31.2.28	「法廷傍聴及び簡易裁判所における民事手続の説明」	大阪簡易裁判所 主任書記官 山田 圭子氏 大阪簡易裁判所 主任書記官 中村 庸平氏 大阪簡易裁判所 主任書記官 安田 広義氏	18人

4. 体系別事業一覧

Ⅲ消費者教育に関する計画的な施策の推進

(2)消費者教育の人材(担い手)の育成及び活用

③地域における消費者教育の人材(担い手)

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
消費のサポーター養成・更新講座(再掲)	<p>高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に関する最新の情報提供等を行う「消費のサポーター」養成講座を実施する。また、すでに消費のサポーターとして登録しているボランティアに対し、専門的な知識の維持と更新を図る更新講座を実施する。</p> <p><平成30年度実績>平成31年4月1日現在登録者数168名</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費のサポーター養成講座(新規) 実施回数1回 受講者数 39人 消費のサポーター更新講座(更新) 実施回数3回 受講者数 132人 	4,770	4,821	府民文化部	消費生活センター	①②
高齢者向け「消費者問題ミニ講座」への講師派遣(再掲)	<p>地域での高齢者の集まりに、悪質商法とその対策、被害に遭わないための注意点などの情報提供を行うボランティアである消費のサポーターの養成し、派遣を支援することにより、高齢者の消費者被害の未然防止を図る。</p> <p><平成30年度実績>平成31年4月1日現在登録者数168名</p> <ul style="list-style-type: none"> ミニ講座実施回数 158回 ミニ講座受講者数 4,843人 					
高齢者等の見守り者対象の講座の実施(再掲)	<p>高齢者等をサポートする見守り・支援者向けに出前講座等を実施する。</p> <p><平成30年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 20回 受講者数 616人 	2,203	2,217	府民文化部	消費生活センター	③
福祉部等と連携した見守り強化(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉部及び府警本部等と連携し、主要なコンビニエンスチェーンやスーパーマーケット協会等の協力を得て事業者による高齢消費者の見守り強化を行う。見守り者を対象とした説明会等の場において啓発資料を配付し、高齢者の見守りポイント等についての情報提供等を行う。 <p><平成30年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉関係者向け「みんなの力で助け隊」(見守り者向けハンドブック)作成 12,000部 事業者版「みんなの力で助け隊」(見守り者向けハンドブック)作成 30,000部 	3,808	2,081	府民文化部	消費生活センター	③
大学生期における消費者教育(再掲)	<p>消費者市民社会の実現に向け積極的に活動を行うことができる力を持つ消費者教育学生ボランティアを育成し、主体的な活動を促進する。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>消費者教育学生リーダー16名認定</p>	3,148	3,149	府民文化部	消費生活センター	—

4. 体系別事業一覧

Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進

(3) その他

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		H30最終	R1当初	部	室課名
	府政だよりでの広報 10月号に高齢者特集号掲載	10,000	10,000	府民文化部	消費生活センター
特殊詐欺等被害防止に向けた広報啓発活動（再掲）	特殊詐欺の認知件数、被害金額の増加を食い止めるためには、高齢者の防犯意識の向上及び地域ぐるみによる被害防止の機運の醸成が急務であり、本事業においては、高齢者を対象とした防犯教室、キャンペーン等において配付する啓発用物品を作成し、啓発効果を高めるとともに、自治体、事業者、地域住民に対する広報活動や個別防犯活動において配付するチラシを作成して高齢者のみならず地域全体の防犯意識の向上を図り、更には、警察署、金融機関、事業所等に掲示するポスターを作成してこれら施策では行き届かない人々に対する補完的な広報を行う。 本事業においては、大阪府消費生活センターと連携することで、より幅広く効果的な広報啓発活動を行う。	990	981	警察本部生活安全部	府民安全対策課
特殊詐欺等被害防止緊急対策事業（補助事業）（再掲）	○特殊詐欺対策機器普及促進事業 市町村が特殊詐欺対策機器を一括購入し、特に被害に遭うおそれの高い高齢者に貸与する事業を対象として補助を行い、市町村における普及の支援を行う。 （補助対象者）市町村 （補助率）特殊詐欺対策機器購入費の1/2以内 （補助限度額）上限5千円/台 （事業規模）1,000台（令和元年度） （事業計画）平成29年度～令和元年度（3カ年） （目標）3カ年で府内全市町村における特殊詐欺対策事業の実施・促進を図る。	1,482	5,000	政策企画部	治安対策課
感染症の予防に関する知識の普及（再掲）	感染症の予防に関する知識の普及啓発を行う。 <平成30年度実績> （1）性感染症：HIV等性感染症の予防に関する講習会の実施、パンフレットの配布等 （2）結核：結核に関する正しい知識と感染防止の普及、啓発（学習講演会、街頭キャンペーン、地域での広報等） （3）その他感染症：インフルエンザ・蚊媒介感染症・麻しん・風しん等に関する正しい知識と感染防止の啓発（パンフレットの配布等）	1,366	1,369	健康医療部	保健医療室医療対策課
救急医療の適正利用	不要不急の救急要請や安易な時間外の受診を減らすなど、救急医療の望ましい利用のあり方について、新聞や大阪府Facebook、啓発資材等による啓発事業を実施し、救急医療の適正利用に関する府民の理解促進を図る。 <平成30年度実績> ○9月の救急医療週間における各市町村の開催行事について報道提供及びホームページへ掲載。新聞に啓発の記事を掲載。	0	0	健康医療部	保健医療室医療対策課
献血意識の高揚（再掲）	年々減少する若年層献血者の献血意識の高揚を図るため、府民参加型の公募事業の実施等を行う。 また、高校生等が同世代に献血の重要性を働きかける活動を支援することで、効果的な啓発を図る。 ・献血啓発作品ポスター原画募集 ・高校生による街頭キャンペーンの実施 ・献血広告の実施	779	894	健康医療部	保健医療室医療対策課

4. 体系別事業一覧

Ⅲ消費者教育に関する計画的な施策の推進

(3)その他

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		H30最終	R1当初	部	室課名
栄養知識の普及（再掲）	<p>府民の健康づくりを進めるため、生活習慣病の予防をはじめ食生活の改善や栄養に関する正しい知識の普及に努める。</p> <p>○生活習慣病の一次予防に重点を置いた健康づくりや食育推進の環境づくりのため、飲食店等のメニューの栄養成分表示やヘルシー化を促進する。</p> <p>・8月の大阪府食育推進強化月間に、関係団体等の連携・協働により、食育に関する普及啓発等を実施する。</p> <p><主な平成30年度の実績></p> <p>・「吹田スタジアムフェスタ2018」 開催日：平成30年8月19日（日） 啓発人数：延べ1996名</p> <p>[根拠法令等：健康増進法、食育基本法]</p>	2,573	2,639	健康医療部	健康推進室健康づくり課
生活習慣病予防に関する知識の普及（再掲）	<p>『健活10』〈ケンカツテン〉のキャッチコピーの下、生活習慣の改善や生活習慣病の予防等に向け、府民に取り組んでいただきたい10の健康づくり活動について、ホームページや各種イベント等を通じて普及啓発を図る。</p>	健康医療部	健康推進室健康づくり課
医薬品の適正使用の推進（再掲）	<p>医薬品は、人々の医療及び保健衛生の向上にとって欠かすことのできないものであるが、その反面、思わぬ副作用の発現をみることがある。そのため広く消費者に医薬品を持つ特質及び使用取扱いに関する正しい知識の啓発を図る。</p> <p><令和元年度予定></p> <p>・薬と健康の週間（10月17日～10月23日）啓発事業</p> <p>薬の正しい知識を広く府民に周知するため、公募の原画・川柳で作成したポスターを活用し啓発活動を展開。</p> <p>[根拠法令等：令和元年度「薬と健康の週間」実施要綱]</p>	150	150	健康医療部	薬務課
薬物乱用防止対策の推進（再掲）	<p>薬物乱用問題は、乱用者本人の心や体を蝕むだけでなく、さまざまな犯罪を引き起こす要因となるなど、憂慮すべき社会問題となっている。特に最近では若年層の大麻乱用による検挙者数が増加するなど、薬物乱用の低年齢化が危惧されている。</p> <p>大阪府麻薬覚せい剤等対策本部では「大阪薬物乱用『ダメ。ゼッタイ。』第五次戦略」を策定し、警察、教育、行政など関係機関が連携して「取締対策」、「啓発対策」と「乱用依存症者対策」を進めている。</p> <p>[根拠法令等：大阪府麻薬覚せい剤等対策本部要綱]</p>	2,875	2,875	健康医療部	薬務課
食品衛生知識の普及（再掲）	<p>消費者及び食品関係事業者に食中毒予防等食品衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、大阪版食の安全安心認証制度の普及により、消費者の信頼を高め、安全・安心な食品の提供を促進する。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>・食品衛生講習会の開催 実施回数 264回、受講者数 11,538人</p> <p>・食中毒予防啓発キャンペーンの実施 実施回数 15回、参加者数 10,420人</p> <p>・シンポジウムや体験学習会などのリスクコミュニケーションを実施</p> <p>・大阪府ホームページやメールマガジンによる食中毒予防啓発や緊急情報等の情報提供</p> <p>・食中毒予防啓発ポスターを病院、公共施設、集客施設等に掲示依頼</p> <p>・消費者及び事業者啓発の一環として、各種イベントへ参画し、食中毒の予防啓発や大阪版食の安全安心認証制度をPR</p> <p>[根拠法令等：食品衛生法、大阪府食の安全安心推進条例]</p>	8,582	8,343	健康医療部	食の安全推進課

4. 体系別事業一覧

Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進

(3) その他

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		H30最終	R1当初	部	室課名
適正計量の確保（再掲）	<p>1. 特定計量器検定・検査の実施等 府民の消費生活と密接な関係にある計量について、その適正化を図るため、特定計量器の検定・検査を行うとともに、計量の立入検査を行う。</p> <p>(1) 特定計量器の検定 (2) 特定計量器の定期検査 (3) 特定計量器の計量証明検査 (4) 計量立入検査 (5) 苦情等の対応</p> <p>2. 自主管理体制の推進 特定計量器を扱う事業所の自主管理体制の推進を図る。</p> <p>(1) スーパー等事業者の計量自主管理の促進 (2) 適正計量管理事業所の指定及び指導 (3) 講習会等への講師派遣</p> <p>3. 計量思想の普及啓発 (1) 計量強調月間行事の開催 府内市町村及び計量関係団体等と連携した普及啓発 (2) 「暮らしと計量展」の開催 暮らしと計量の関わりを通じて計量の重要性を啓発するため、生活情報ぶらざ等において開催する。 (3) 商品量目調査の指導 市町村や消費者団体が実施する商品量目調査の指導 (4) 百貨店計量部会の指導 百貨店における自主的な計量管理の一層の充実を図るため、指導等を行う。 (5) 計量検定所の見学 計量検定所の業務紹介を通じて計量の重要性についてPRする。 (6) 家庭用計量器の無料診断の実施 市町村における家庭用計量器の無料診断の実施</p> <p>[根拠法令等：計量法]</p>	82,176	92,708	商工労働部	計量検定所
環境教育・環境保全活動の推進（再掲）	<p>「環境教育等行動計画」に基づき、情報基盤の充実と連携の強化、人材育成・人材活用、場の提供・学習機会の提供、教材・プログラムの整備と活用、協働取組の推進・民間団体等への支援、普及啓発の6つの柱のもと関連施策による環境学習と環境保全活動を推進する。</p>	環境農林水産部	エネルギー政策課
省エネ行動の実践の促進（再掲）	<p>省エネの取組みを紹介したホームページ「省エネ生活のすすめ」等により積極的に情報発信するとともに、イベントやセミナー等さまざまな機会を通じて、広く府民に環境配慮行動の必要性和実践を呼びかける。</p> <p>また、府が委嘱した地球温暖化防止活動推進員による地域に密着した自主的な温暖化対策活動を支援する。</p>	1,177	977	環境農林水産部	エネルギー政策課

4. 体系別事業一覧

Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進

(3) その他

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		H30最終	R1当初	部	室課名
大阪府住宅リフォームマイスター制度 (再掲)	府民が安心してリフォームが行えるよう、大阪府が指定した非営利団体「マイスター登録団体」が一定の基準を満たす「マイスター事業者」を府民の依頼に応じて案内・紹介する。 <平成30年4月1日現在> マイスター団体数 18団体 マイスター事業者数 156事業者 <ホームページ> http://www.pref.osaka.jp/junachi/meister/index.html また、住宅リフォームに関する府民の方々の不安や疑問を解消するため、個別相談会を含めた出前講座を地元市町村と大阪府住宅リフォームマイスター制度推進協議会、大阪の住まい活性化フォーラムの主催により実施している。(平成29年度：14回開催)	住宅まちづくり部	都市居住課
大阪の住まい活性化フォーラムにおけるリフォーム・リノベーションの普及・啓発(再掲)	公民連携による「大阪の住まい活性化フォーラム」の事業として、リノベーションコンクールや、消費者向けのセミナー等を実施する。 大阪の住まい活性化フォーラムHP： http://osaka-sumai-refo.com/	住宅まちづくり部	都市居住課
宅地建物取引及び建設工事請負契約に関する啓発(再掲)	消費者に対し、宅地建物取引及び建設工事請負契約に関する啓発に努める。 (1) 消費者に対する宅地建物取引に関する知識の普及・向上を図るため、マイホームの購入や賃貸借契約におけるトラブル防止の啓発冊子を配付 ・「マイホーム購入のためのちょっとアドバイス」 ・「賃貸借契約のためのちょっとアドバイス」 (2) 消費者への啓発を目的に、「建設業の指導監督等についてよくあるお問い合わせ」を府ホームページに掲載。	439	439	住宅まちづくり部	建築振興課
圧着ハガキの郵送による広報啓発活動費(特殊詐欺対策)(再掲)	各都道府県警察が捜査の過程で犯人グループから押収した名簿を警察庁が集約し、集約後大阪府警察に還元された名簿を活用して高齢者を中心とした名簿登載者に対し、ハガキを送付して注意喚起を実施し、特殊詐欺被害の未然防止を図る(郵送件数 25,000件)。	1,836	1,896	警察本部生活安全部	府民安全対策課
「おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター」の開設(再掲)	特殊詐欺被害未然防止対策として、押収名簿及びN T T電話帳の掲載者等に架電して特殊詐欺の犯行手口の情報提供と被害防止の注意喚起を行う(架電件数 約90,000件)	6,458	14,991	警察本部生活安全部	府民安全対策課

4. 体系別事業一覧

IVどこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり—消費者被害の早期解決と救済に向けて—

1. 府の消費生活相談体制の充実・強化

①高度で専門的な相談への対応力強化(相談員の育成・資質向上)

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号																																																					
		H30最終	R1当初	部	室課名																																																						
消費生活相談及び苦情処理	<p>消費生活に関する消費者からの相談苦情の受付・処理を行う。</p> <p><相談体制> 期間： 月～金（年末年始・祝休日を除く） 9時～17時45分（受付は17時まで） 相談方法： 来所、電話、文書、電子メール 相談内容： 消費生活一般の相談・苦情 処理結果： 必要に応じ、関係行政機関へ連絡するとともに、マスコミ等への記事提供、ホームページ、生活情報誌「くらしすと」、メールマガジン等により府民に情報を提供する。 相談件数： 平成30年度実績8,260件 （内、苦情：7,405件、問合せ：855件）</p> <p>[根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター条例]</p>	42,749	42,810	府民文化 部	消費生活 センター	①																																																					
製品関連被害防止・救済のための商品テスト（再掲）	<p>製品関連被害の未然・再発防止等安全確保の観点から商品のテストを行い、消費者の商品知識の向上を図る。</p> <p><平成30年度実績> ・消費生活相談及び苦情の処理に必要な鑑別テスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品目</th> <th colspan="3">相談苦情テスト</th> <th rowspan="2">技術相談件数</th> </tr> <tr> <th>相談件数</th> <th>商品点数</th> <th>テスト数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品一般</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>被服品</td> <td>12</td> <td>22</td> <td>309</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>住居品</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>170</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽品</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>70</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>保健衛生品</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>34</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>1</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>光熱水品</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19</td> <td>52</td> <td>601</td> <td>253</td> </tr> </tbody> </table> <p>[根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター条例]</p>	品目	相談苦情テスト			技術相談件数	相談件数	商品点数	テスト数	商品一般	0	0	0	0	被服品	12	22	309	89	住居品	3	9	170	60	教養娯楽品	2	2	70	45	保健衛生品	1	1	34	9	食料品	1	18	18	24	光熱水品	0	0	0	2	その他	0	0	0	24	計	19	52	601	253	8,313	8,313	府民文化 部	消費生活 センター	①
品目	相談苦情テスト			技術相談件数																																																							
	相談件数	商品点数	テスト数																																																								
商品一般	0	0	0	0																																																							
被服品	12	22	309	89																																																							
住居品	3	9	170	60																																																							
教養娯楽品	2	2	70	45																																																							
保健衛生品	1	1	34	9																																																							
食料品	1	18	18	24																																																							
光熱水品	0	0	0	2																																																							
その他	0	0	0	24																																																							
計	19	52	601	253																																																							
中核的センター機能充実強化研修（再掲）	<p>府域の中核的センターとして、「指定消費生活相談員導入」に伴い中核的センター機能の強化を図り、府消費生活相談窓口の専門性を強化するとともに支援技術等の向上を図ることにより、府全体としての問題解決能力向上を図る。</p> <p><平成30年度実績> ・実施回数 12回 ・参加人数 128名</p>	1,278	1,278	府民文化 部	消費生活 センター	②																																																					
国民生活センター研修の受講	<p>国民生活センターが実施する担当職員等の研修会を受講する。</p> <p><平成30年度実績> 1. 研修会への出席 (1)消費者行政職員研修 (2)消費生活相談員研修（大阪府共催研修含む）</p>	府民文化 部	消費生活 センター	④																																																					

4. 体系別事業一覧

IVどこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり—消費者被害の早期解決と救済に向けて—

1. 府の消費生活相談体制の充実・強化

②府消費生活センターほか各種相談窓口の連携による相談体制の充実強化

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
府民相談	<p>総合府民相談室の運営 <平成30年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・府政相談の実施：15件 (府民お問合せセンターにて実施) ・外国人相談の実施：1,624件 (都市魅力創造局国際課所管) ・医療相談の実施：806件(平成30年度合計) (保健医療室保健医療企画課所管) <p>[根拠法令等：広報広聴等事務推進要綱等]</p>	府民文化 部	府政情報室 広報広聴課	①
		2,581	20,000	府民文化 部	都市魅力創造局 国際課	
		532	534	健康医療 部	保健医療室 保健医療企画課	
多重債務者対策の推進	<p>H19年に国が策定した「多重債務問題改善プログラム」に基づき、本府においても、広域府自治体として市町村の相談窓口強化に向けて市町村支援や関係機関との連携強化を図り、市町村等協議会参画団体及び関係機関とともに、多重債務者対策を推進する。</p>	155	452	商工労働 部	中小企業支援室 金融課	②
大阪府住宅リフォームマイスター制度(再掲)	<p>府民が安心してリフォームが行えるよう、大阪府が指定した非営利団体「マイスター登録団体」が一定の基準を満たす「マイスター事業者」を府民の依頼に応じて案内・紹介する。 <平成31年4月1日現在> マイスター団体数 16団体 マイスター事業者数 144事業者 <ホームページ> http://www.pref.osaka.jp/jumachi/meister/index.html</p> <p>また、住宅リフォームに関する府民の方々の不安や疑問を解消するため、個別相談会を含めた出前講座を大阪府住宅リフォームマイスター制度推進協議会の主催により実施する。</p>	0	0	住宅まちづくり 部	都市居住課	③
住宅相談の実施	<p>府民に対する住宅行政サービスの向上を図るため、住宅相談室において、住宅・宅地問題に関する各種の相談に応じる。 (平成30年度実績) ・相談件数2,435件 (相談内容) ・府営住宅や特定公共賃貸住宅の募集案内 ・宅地・建物売買、建築時における契約上の相談 ・借地・借家関係の相談 ・住宅の建設、宅地造成等に関する相談 ・マンション関係の相談 ・その他住宅関係一般の相談</p>	8,457	8,458	住宅まちづくり 部	都市居住課	③
分譲マンション管理・建替えサポートシステム	<p>府や住宅供給会社をはじめとする公的な団体が共同して、分譲マンションの改修や建替えなどを中心とする様々な相談の受付、専門アドバイザーの紹介などを行い、管理組合などによる取り組みを支援する。 <利用条件> 利用者：府内に所在する分譲マンション管理組合(組合代表者等) 利用条件：相談アドバイザーの派遣については、1回あたり2時間程度で、一管理組合に対し、2回まで無料。検討資料作成など実務を伴う実務アドバイザーの派遣については、アドバイザーとの有償契約による。 <問合せ・相談・アドバイザー紹介窓口> ○大阪府住宅供給公社マンション相談グループ 06-7669-0012</p>	住宅まちづくり 部	都市居住課	③

4. 体系別事業一覧

IVどこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり—消費者被害の早期解決と救済に向けて—

1. 府の消費生活相談体制の充実・強化

②府消費生活センターほか各種相談窓口の連携による相談体制の充実強化

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
大阪の住まい活性化フォーラムにおける住まいの相談の実施	公民連携による「大阪の住まい活性化フォーラム」の事業として、空き家相談窓口を整備し、空家の適正管理等も含めた中古住宅・リフォームに係る相談に応じる。また、平成29年3月に、災害時における「住まいのケア・専門家チーム」を立ち上げ、災害時に被災した府民の住まいの相談に、専門的な見地から現地に対応することとしている。	0	0	住宅まちづくり部	都市居住課	③
建設工事請負契約等に関する相談	個人住宅などの建設工事請負契約等に関する相談に応じる。また、建設工事の請負契約に関する紛争処理のために設置されている「大阪府建設工事紛争審査会」に係る制度の概要説明や申請等の手続きについて相談に応じる。 [根拠法令等：建設業法]	住宅まちづくり部	建築振興課	③
悪質商法110番の設置	悪質商法110番において、悪質商法、高金利融資、その他悪質業者に関する相談や情報を受け付けている。 06-6941-4592 【くるしい時のしんこくに】 ・平成30年度実績 392件 (平成29年度実績345件)	警察生活安全部	生活経済課	④

4. 体系別事業一覧

IVどこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり—消費者被害の早期解決と救済に向けて—

1. 府の消費生活相談体制の充実・強化

③府における消費生活相談窓口の周知(広報強化)

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
ウェブサイトの運用(再掲)	消費生活等に関するウェブサイト「消費生活事典」の積極的な運用を行い、消費者教育・情報提供の促進を図る。 <<URL: http://www.pref.osaka.jp/shouhi/ >> <平成30年度実績> ・アクセス件数 28,291件	府民文化部	消費生活センター	①
消費生活情報の提供(再掲)	消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報誌として大阪市と共同で「くらしすと」を発行する。 <平成30年度実績> (1)生活情報誌「くらしすと」(府市共同作成) 年2回発行 30,000部 (2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信 アドレス登録数 887件(H31.3.31現在) (3)消費者啓発資料の作成 ①「あまーい誘いにご用心!」 92,000部(H30年度版) ②「どうする?君なら」 91,000部(H30年度版) ③「府内消費生活相談窓口」 3,000部 ④「消費者法ガイド」 1,500部 ⑤「撃退!悪質商法」 3,000部 ⑥「次世代育成のための消費者教育の手びき」 2,000部 ⑦「くらしすと」(点字啓発資料) 200部×2回 ⑧「消費生活センターからのお知らせ」 (府政だより抜き刷り) 50,000部 (4)府政だより(10月号に特集記事掲載) 発行部数:約282万部 (5)その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応 [根拠法令等:大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例]	3,400	0	府民文化部	消費生活センター	③

4. 体系別事業一覧

IVどこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり—消費者被害の早期解決と救済に向けて—

2. 市町村相談体制への支援

①市町村消費生活相談員等の育成・資質向上等

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
市町村相談員総括者研修(再掲)	市町村消費生活相談窓口における問題解決能力の向上を目指し、困難事案の対応において府センターとのパイプ役になる市町村の総括的立場にある相談員を対象に、専門的で高度な内容の研修を行うことにより、円滑かつ効果的に相談における府の支援の効果をあげ、より複雑化・多様化する相談事案の解決を図る。 <平成30年度実績> ・実施回数 22回 ・参加人数 261名	5,149	5,149	府民文化部	消費生活センター	①
市町村消費者行政職員等研修会の実施(再掲)	市町村職員等を対象に、消費者行政(消費者教育)の推進にあたって必要な知識を習得するための研修を実施する。 <平成30年度実績>	182	185	府民文化部	消費生活センター	①
共同事例研究会の実施	大阪弁護士会消費者保護委員会と府内消費生活センター及び市町村消費生活相談窓口の相談担当者が、相談事例について情報を交換しながら法的な検討を行う。 <平成30年度実績> ・開催回数 11回	府民文化部	消費生活センター	②

実施日	内容	講師	受講者数
H30.6.7	「国と地方消費者行政の連携と充実に向けて」	消費者庁消費者教育・地方協力課 課長補佐 植田政徳氏	41人
H30.9.26	「高齢者の見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会を含む)の重要性について」	大阪弁護士会 葉袋真司 弁護士	38人
H31.2.28	「法廷傍聴及び簡易裁判所における民事手続の説明」	大阪簡易裁判所 調停係裁判官 神山 義規氏 大阪簡易裁判所 少額訴訟係裁判官 新屋 真宏氏 大阪池田簡易裁判所 調停委員 大石 民子氏 大阪簡易裁判所 訟廷管理官 小野山 隆司氏 大阪簡易裁判所 主任書記官 山田 圭子氏 大阪簡易裁判所 主任書記官 中村 庸平氏 大阪簡易裁判所 主任書記官 安田 広義氏	18人

4. 体系別事業一覧

IVどこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり—消費者被害の早期解決と救済に向けて—

2. 市町村相談体制への支援

②市町村における消費生活相談業務の支援

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
巡回相談・経由相談の実施	市町村からの要請に基づき、相談処理の仕方、PIO-NET入力等について助言・指導を行う巡回相談を行うとともに、市町村からの経由相談を実施し、必要に応じ出張相談を行う。 <平成30年度実績> ・巡回相談 15回 ・経由相談 50件	府民文化 部	消費生活センター	①
市町村相談体制整備支援	市町村の消費生活相談体制整備に向けた支援 (1)消費生活相談窓口職員専用ウェブサイト」の運営 【府内全市町村設置運用】 府センター及び市町村の相談窓口職員が、消費者被害に迅速・的確に対応できるよう、被害の拡大が予想される新手の悪質な手口やその対処法、事業者情報等業務に役立つ情報を即時に共有できる「消費生活相談窓口職員専用ウェブサイト」(H17年度導入)を管理運営している。 (2)消費生活オンラインネットワークシステムの運用 (PIO-NET:パオネットPractical living Information Online Network System) 消費生活情報の有効な活用を図るため、昭和59年度に設置した全国消費生活情報ネットワークシステムの運用を行っている。 [平成30年度末現在39市町で導入]	3,213	4,704	府民文化 部	消費生活センター	②
法律相談の実施	消費生活に関する相談のうち高度な法的処理を必要とするものについて、平成5年度から消費生活に関する法律相談を実施し専門家の助言を受けるため、毎月当センターにおいて、当センター及び市町村相談窓口職員等を対象に、弁護士による法律相談を行う。 <平成30年度実績> ・開催回数13回	389	389	府民文化 部	消費生活センター	③
大阪府消費者行政強化・推進事業補助金	<平成30年度実績> 府内市町村の消費者行政の強化及び推進のため、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、市町村に対し補助金を交付した。 センター化市町村数：33市1町 <平成30年度補助実績> 41市町村…144,493千円	160,959	99,904	府民文化 部	消費生活センター	④
商品テスト事例研究会の実施	大阪府内における、苦情相談に寄せられた商品の原因究明のためのテスト事例の情報交換を行うことにより、テスト部門の向上及び府内市町村の相談支援を図る。 <平成30年度実績> ・開催回数 2回	203	203	府民文化 部	消費生活センター	—

4. 体系別事業一覧

IVどこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり—消費者被害の早期解決と救済に向けて—

3. 消費者問題の早期解決支援

(1) あっせん、調停の活用

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		H30最終	R1当初	部	室課名
大阪府消費生活苦情審査委員会の運営	<p>消費者保護条例の規定によるあっせん・調停及び訴訟資金の貸付、その他の調査審議を行うため、大阪府消費者保護審議会に設置している消費生活苦情審査委員会の適切な運営を図る。</p> <p>[根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費者保護審議会規則]</p>	255	260	府民文化部	消費生活センター

4. 体系別事業一覧

IVどこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり—消費者被害の早期解決と救済に向けて—

3. 消費者問題の早期解決支援

(2) 訴訟への支援

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		H30最終	R1当初	部	室課名
訴訟の援助	消費者が商品及び役務等によって受けた被害に関して、事業者を相手方として訴訟を提起する場合に、一定の要件のもとに訴訟資金の貸付を行う。 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例〕	100	100	府民文化部	消費生活センター

4. 体系別事業一覧

IVどこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり—消費者被害の早期解決と救済に向けて—

3. 消費者問題の早期解決支援

(3)高齢者、障がい者等の被害解決への支援

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
高齢者等の見守り者対象の講座の実施（再掲）	<p>高齢者等をサポートする見守り・支援者向けに出前講座等を実施する。</p> <p><平成30年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 20回 ・受講者数 616人 	2,203	2,217	府民文化部	消費生活センター	①③
消費のサポーター養成・更新講座（再掲）	<p>高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に関する最新の情報提供等を行う「消費のサポーター」養成講座を実施する。また、すでに消費のサポーターとして登録しているボランティアに対し、専門的な知識の維持と更新を図る更新講座を実施する。</p> <p><平成30年度実績>平成31年4月1日現在登録者数168名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費のサポーター養成講座（新規）実施回数1回 受講者数 39人 ・消費のサポーター更新講座（更新）実施回数3回 受講者数 132人 	4,770	4,821	府民文化部	消費生活センター	④
高齢者向け「消費者問題ミニ講座」への講師派遣（再掲）	<p>地域での高齢者の集まりに、悪質商法とその対策、被害に遭わないための注意点などの情報提供を行うボランティアである消費のサポーターの養成し、派遣を支援することにより、高齢者の消費者被害の未然防止を図る。</p> <p><平成30年度実績>平成31年4月1日現在登録者数168名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニ講座実施回数 158回 ・ミニ講座受講者数 4,843人 					
消費生活情報の提供（再掲）	<p>消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報誌として大阪市と共同で「くらしすと」を発行する。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>(1)生活情報誌「くらしすと」（府市共同作成） 年2回発行 30,000部</p> <p>(2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信 アドレス登録数 887件（H31.3.31現在）</p> <p>(3)消費者啓発資料の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「あまーい誘いにご用心！」 92,000部（H30年度版） ②「どうする？君なら」 91,000部（H30年度版） ③「府内消費生活相談窓口」 3,000部 ④「消費者法ガイド」 1,500部 ⑤「撃退！悪質商法」 3,000部 ⑥「次世代育成のための消費者教育の手びき」 2,000部 ⑦「くらしすと」（点字啓発資料） 200部×2回 ⑧「消費生活センターからのお知らせ」（府政だより抜き刷り） 50,000部 <p>(4)府政だより（10月号に特集記事掲載） 発行部数：約282万部</p> <p>(5)その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応</p> <p>[根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例]</p>	3,400	0	府民文化部	消費生活センター	⑤⑥
		10,000	10,000			

4. 体系別事業一覧

IVどこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり—消費者被害の早期解決と救済に向けて—

3. 消費者問題の早期解決支援

(3)高齢者、障がい者等の被害解決への支援

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
特殊詐欺等被害防止に向けた広報啓発活動（再掲）	府政だよりでの広報 10月号に高齢者特集号掲載	10,000	10,000	府民文化 部	消費生活セン ター	⑤⑦
	特殊詐欺の認知件数、被害金額の増加を食い止めるためには、高齢者の防犯意識の向上及び地域ぐるみによる被害防止の機運の醸成が急務であり、本事業においては、高齢者を対象とした防犯教室、キャンペーン等において配付する啓発用物品を作成し、啓発効果を高めるとともに、自治体、事業者、地域住民に対する広報活動や個別防犯活動において配付するチラシを作成して高齢者のみならず地域全体の防犯意識の向上を図り、更には、警察署、金融機関、事業所等に掲示するポスターを作成してこれら施策では行き届かない人々に対する補完的な広報を行う。 本事業においては、大阪府消費生活センターと連携することで、より幅広く効果的な広報啓発活動を行う。	990	981	警 察 本 部 生 活 安 全 部	府民安全対策 課	
地域権利擁護総合推進事業（再掲）	認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るために、地域で相談を受けている関係機関等を対象として、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会を通じて、相談支援事業を実施する。 (1)権利擁護に係る相談支援事業 (内容)・電話相談：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 ・専門相談：弁護士・社会福祉士による面接相談 毎週木曜日（予約制）午後1時～ ・午後2時30分～ など	26,888	27,033	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課	⑧
日常生活自立支援事業（再掲）	認知症・知的障がい・精神障がい者等の判断能力が不十分な方の権利擁護を図るため、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に対して補助を行う。 (内容)・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス など 〔根拠法令等：日常生活自立支援事業費補助金交付要綱〕	265,186	262,265	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課	⑧
福祉サービスに関する苦情解決（再掲）	福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査又はあっせん等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会の取組みを支援する。	11,470	11,470	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課	⑨⑩
障がい福祉サービスに関する相談・苦情解決のための体制づくり（再掲）	障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法のもとで、利用者が安心してサービスを利用できるよう、これらの利用者等からの相談・苦情が円滑に解決される必要がある。 大阪府においても、指定した事業者のサービスの質を確保するため、指定事業者・施設に対し、集団指導や実地指導等の指導監督を行う。また、喀痰吸引に係る研修機関・事業者の登録及び指導監督を行う。 〔根拠法令等：障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法〕	5,656	5,957	福祉部	障がい福祉室生活基盤推進課	⑩

4. 体系別事業一覧

Ⅳどこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり—消費者被害の早期解決と救済に向けて—

3. 消費者問題の早期解決支援

(3)高齢者、障がい者等の被害解決への支援

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
介護保険制度における相談・苦情解決体制の推進(再掲)	(1)介護保険苦情処理体制の整備運営 大阪府国民健康保険団体連合会が迅速かつ適切に苦情に対応し、公平・中立な立場から苦情処理を行えるようにするため、同連合会が行う苦情処理体制の整備及びその運営に要する経費に対し補助を行う。	9,228	9,228	福祉部	高齢介護支援課・介護事業者課	⑨
	(2)介護保険制度における指定介護保険施設や指定居宅サービス事業者等に対する指導・監査 介護保険制度により提供される施設サービスや居宅サービスの質を確保するため、毎年度集団指導の開催や施設・事業所の実地指導を行っている。実地指導では、法令遵守並びに利用者の立場に立った適正なサービスの提供について指導を行い、不正事案等が確認されれば監査を実施するなど、厳正な指導監督を行う。			
圧着ハガキの郵送による広報啓発活動費(特殊詐欺対策)(再掲)	各都道府県警察が捜査の過程で犯人グループから押収した名簿を警察庁が集約し、集約後大阪府警察に還元された名簿を活用して高齢者を中心とした名簿登載者に対し、ハガキを送付して注意喚起を実施し、特殊詐欺被害の未然防止を図る(郵送件数 25,000件)。	1,836	1,896	警察本部生活安全部	府民安全対策課	⑦
「おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター」の開設(再掲)	特殊詐欺被害未然防止対策として、押収名簿及びN T T電話帳の掲載者等に架電して特殊詐欺の犯行手口の情報提供と被害防止の注意喚起を行う(架電件数 約90,000件)	6,458	14,991	警察本部生活安全部	府民安全対策課	⑦

4. 体系別事業一覧

IVどこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり—消費者被害の早期解決と救済に向けて—

3. 消費者問題の早期解決支援

(4) 警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進

事業名	概要	予算：千円		所管課		取組番号
		H30最終	R1当初	部	室課名	
悪質商法110番の設置 (再掲)	悪質商法110番において、悪質商法、高金利融資、その他悪質業者に関する相談や情報を受け付けている。 06-6941-4592 [くるしい時のしんこくに] ・平成30年度実績 392件 (平成29年度実績345件)	警察生活安全部	生活経済課	①
警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進	生活経済関連事犯の取締りに努めている。 (利殖勧誘事犯・闇金融事犯・悪質な特定商取引事犯・その他経済関係法令違反)	警察生活安全部	生活経済課	②
	生活環境関連事犯の取締りに努めている。 (環境事犯・保健衛生事犯)	警察生活安全部	生活環境課	

4. 体系別事業一覧

V その他(総合調整、補助金による市町村支援、団体等との連携強化等)

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		H30最終	R1当初	部	室課名
大阪府消費者行政強化・推進事業補助金(再掲)	<p><平成30年度実績> 府内市町村の消費者行政の強化及び推進のため、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、市町村に対し補助金を交付した。</p> <p>センター化市町村数：33市1町</p> <p><平成30年度補助実績> 41市町村…144,493千円</p>	160,959	99,904	府民文化部	消費生活センター
大阪府消費者保護審議会の運営	<p>「大阪府消費者保護審議会」を設置・運営し、消費者保護に関する施策についての重要事項の調査・審議を行う。</p> <p><平成30年度 開催実績> 審議会(2回開催)</p> <p>[根拠法令等：大阪府附属機関条例、大阪府消費者保護審議会規則]</p>	942	1,163	府民文化部	消費生活センター
大阪府消費者行政推進本部会議の運営	<p>本府における消費者行政を総合的に推進するため、知事を本部長とし全部局長等で構成する消費者行政推進本部会議の幹事会を開催し、庁内各部において実施する消費者施策に係る企画調整並びに円滑な推進を図る。</p> <p>[根拠法令等：大阪府消費者行政推進本部会議設置要綱]</p>	…	…	府民文化部	消費生活センター
消費者行政関連会議、研修会の出席(一部再掲)	<p>国及び他府県との連携を密にするとともに、情報交換を行い、必要に応じて関係省庁に消費者施策の推進について要望を行う。</p> <p><平成30年度実績> ※(日程及び主催者)</p> <ol style="list-style-type: none"> 都道府県消費者行政担当課長会議 (H30.4.26中央合同庁舎) 16都道府県消費者行政担当課長会議 (H30.9.5北海道(中止)) 消費者行政ブロック会議(近畿ブロック) (H30.11.21大阪府) 近畿府県消費者行政担当課長会議 (H31.2.5奈良県) 近畿府県消費者行政担当者連絡会 (H31.8.31滋賀県) 近畿ブロック消費生活センター連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> 連絡会議 (H30.11.21大阪府) 相談部会 (H30.10.19兵庫県) 普及啓発部会 (H31.3.14京都府) テスト部会 (H30.6.15、H30.9.21、H30.12.21、H31.2.15福井県) 近畿相談担当者連絡会議(府県と政令市) (H30.9.11京都府) 近畿電気通信支援連絡会(総務省、府県セクター、業界) 近畿府県景品表示法ブロック会議 (H30.6.12・H30.11.9消費者庁) 公正取引協議会地方ブロック連絡会議 (H30.11.9(一社)全国公正取引協議会連合会) 大阪食品表示監視協議会 (H30.6.20・H31.2.5近畿農政局) 大阪食品表示監視協議会事務局会議 (H30.11.6近畿農政局) 	…	…	府民文化部	消費生活センター

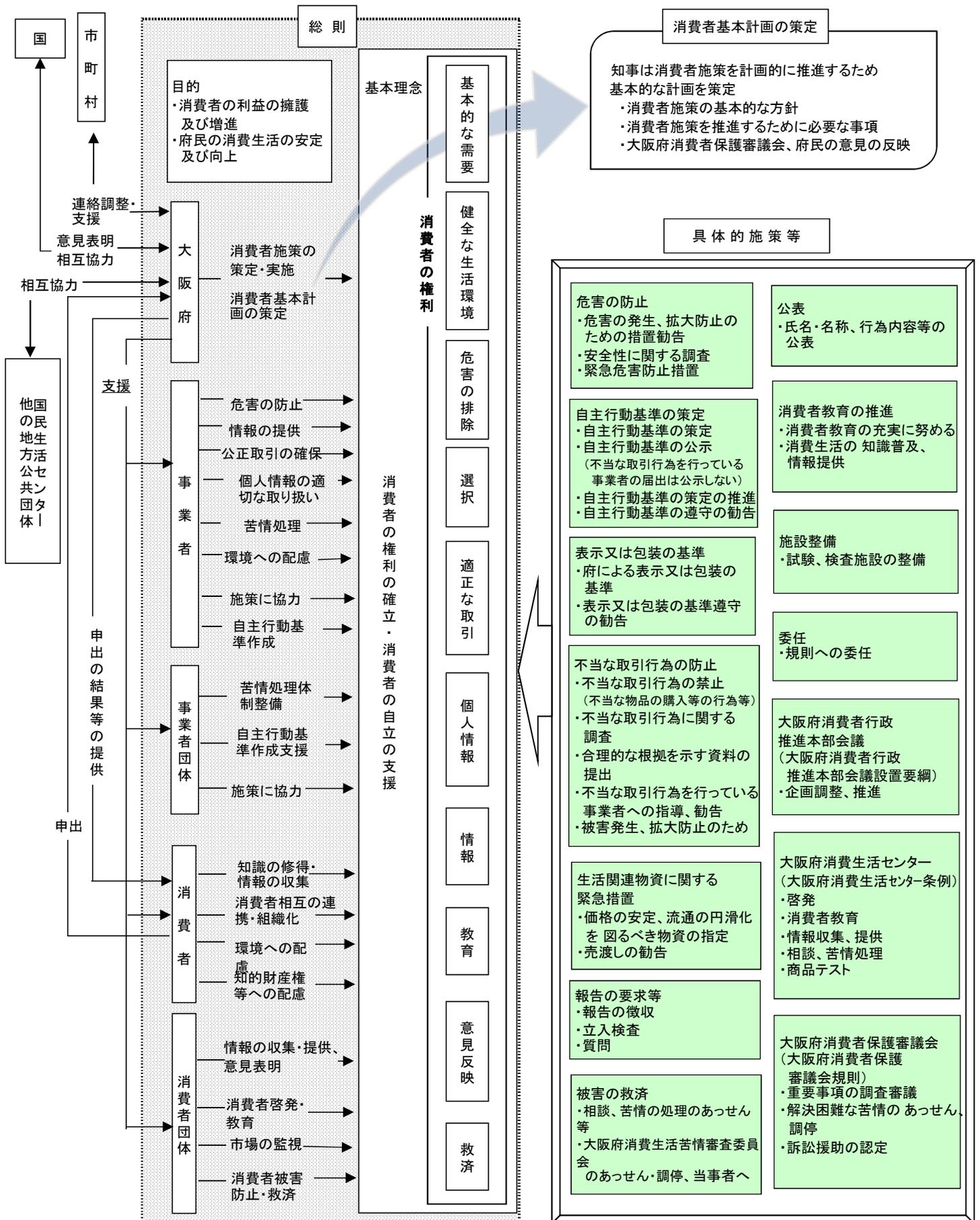
4. 体系別事業一覧

V その他(総合調整、補助金による市町村支援、団体等との連携強化等)

事業名	概要	予算：千円		所管課																			
		H30最終	R1当初	部	室課名																		
国民生活センター研修への出席・連携・情報の交換(一部再掲)	国民生活センターが実施する各種会議及び担当職員研修会に出席するほか、危害の発生状況速報等、消費生活に関する全国的な情報の交換をオンラインを通じて迅速に行い、都道府県、各消費生活センター及び市町村の有機的な連携を図る。また、国民生活センター主催の事業へ協力を行う。 <平成30年度実績> 1. 各種会議、研修会への出席 (1) 消費者行政職員研修 (2) 消費生活相談員研修(大阪府共催研修含む) 2. 全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIONEER)の運営 消費生活情報の有効な活用を図るため、昭和59年度に設置した全国消費生活情報ネットワーク・システムの適切な運営及び消費生活情報体制の一層の強化・拡充を図る。	府民文化 部	消費生活 センター																		
消費者施策に関する大阪市の連携	大阪市との連携を進めるため、平成19年度から、生活情報誌「くらしすと」の発行、講演会の開催等の啓発事業、商品テストに関する製品事故情報の収集・発信及び事業者指導を共同・連携して行う。 平成24年3月5日に府消費生活センターが大阪市消費者センターの隣接地であるATC・ITM棟3階に移転したことにより、平成24年度からは、「くらしの広場・エル」内において、総合案内を大阪市消費者センターと共同設置し、運営している。	7,605	7,605	府民文化 部	消費生活 センター																		
市町村との連携(一部再掲)	消費者行政を効果的に推進するため、市町村職員を対象とした研修会の開催や連絡会議を市町村と共催するなど、市町村との連携を図る。 <平成29年度実績> 1. 市町村消費者行政状況調査の実施 2. 市町村消費者行政職員等研修会の実施(3回) (H30.6.7、H30.9.26、H31.2.28) 3. 消費生活法律相談(19回)及び共同事例研究会(11回)の実施 4. 府内消費生活センター連絡会議(2回) (H30.6.27、H31.2.21) 5. 府内商品テスト事例研究会の開催(2回) (H30.5.31、H30.10.11)	府民文化 部	消費生活 センター																		
消費者フェアの実施(再掲)	行政、事業者団体、消費者団体等が連携して、府民に消費生活に関する情報をわかりやすく提供する府民参加型イベントを開催する。 <平成30年度実績> 府内消費者団体等の参加・協力を得て、広く府民が参加するイベントを開催した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア2018～あなたも私も消費者市民～</td> </tr> <tr> <td colspan="3">期 間：H30.11.4</td> </tr> <tr> <td colspan="3">と ころ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ</td> </tr> <tr> <td colspan="3">参加延人数：2,793人</td> </tr> <tr> <th>と き</th> <th>内 容</th> <th>参加者数</th> </tr> <tr> <td>H30.11.4</td> <td>・ステージプログラム(寸劇、クイズ、活動紹介、お楽しみ抽選会など) ・手づくり・遊びコーナー(クイズ、手作り教室など) ・パネルコーナー(調査・研究成果のパネル展示など) ・情報コーナー(クイズ・パネル展示など)</td> <td>2,793人</td> </tr> </table>	テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア2018～あなたも私も消費者市民～			期 間：H30.11.4			と ころ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ			参加延人数：2,793人			と き	内 容	参加者数	H30.11.4	・ステージプログラム(寸劇、クイズ、活動紹介、お楽しみ抽選会など) ・手づくり・遊びコーナー(クイズ、手作り教室など) ・パネルコーナー(調査・研究成果のパネル展示など) ・情報コーナー(クイズ・パネル展示など)	2,793人	6,353	6,374	府民文化 部	消費生活 センター
テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア2018～あなたも私も消費者市民～																							
期 間：H30.11.4																							
と ころ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ																							
参加延人数：2,793人																							
と き	内 容	参加者数																					
H30.11.4	・ステージプログラム(寸劇、クイズ、活動紹介、お楽しみ抽選会など) ・手づくり・遊びコーナー(クイズ、手作り教室など) ・パネルコーナー(調査・研究成果のパネル展示など) ・情報コーナー(クイズ・パネル展示など)	2,793人																					
消費生活協同組合の許認可及び指導	府内の消費生活協同組合の適正な運営の確保と健全な発展を図るため、必要な指導を行う。 [根拠法令等：消費生活協同組合法]	330	330	府民文化 部	男女参 画・府 民協働 課																		

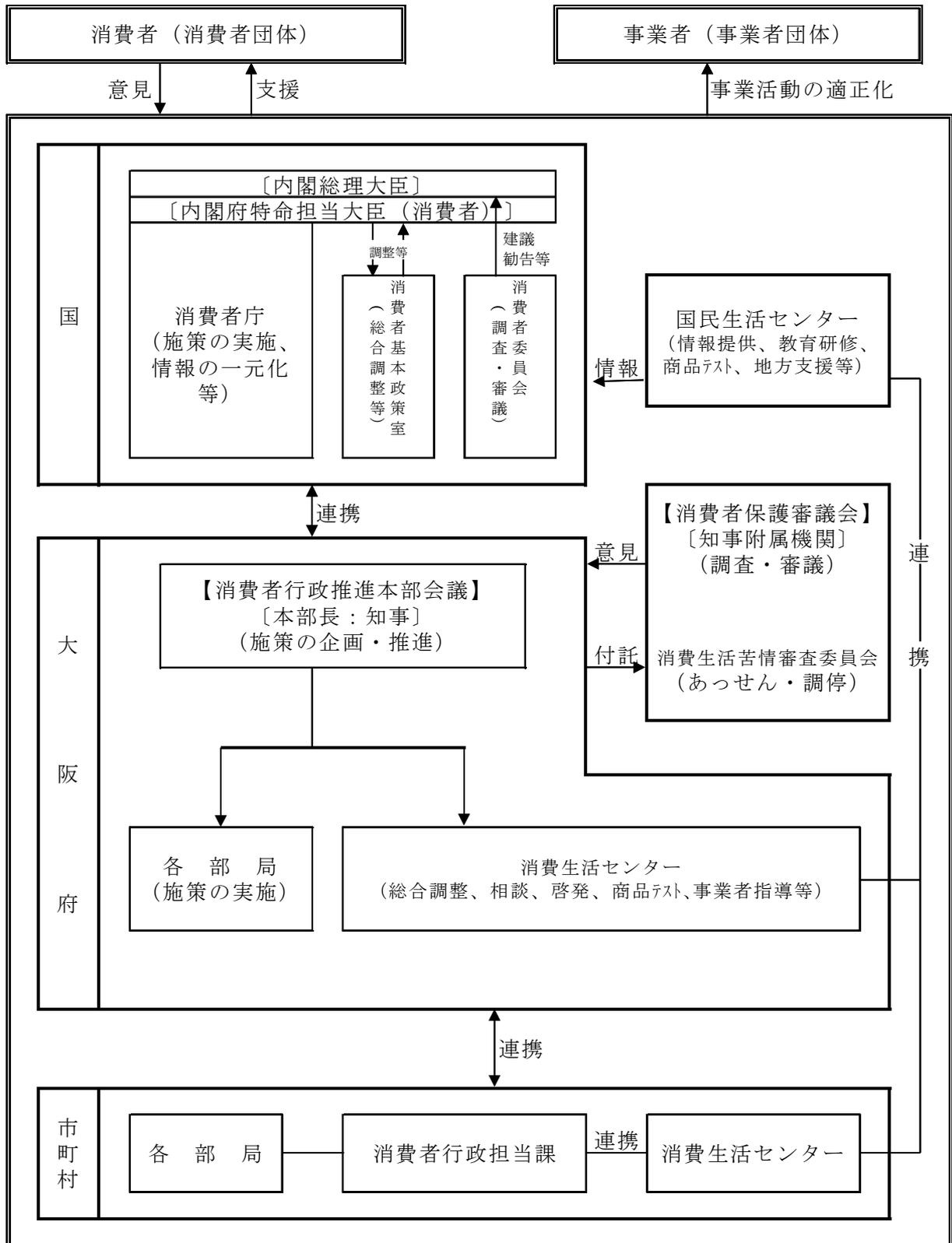
參考資料

1. 大阪府消費者保護条例の体系



参考資料

2. 消費者行政主要組織図



参考資料

3. 消費者施策に関する法令等について

項目	法律の名称	法律の概要	所管官庁	府の担当課	府の事務の概要	自治事務、法定受託事務の別
安全な消費生活の確保						
相談苦情処理体制の強化	消費者安全法	基本方針、消費生活相談、消費者事故等の情報集約、消費者被害の発生・拡大の防止	消費者庁	消費生活センター	消費生活相談、消費生活センター設置、消費者事故情報の通知、立入検査等	自治事務 (一部法定受託事務)
	貸金業法	貸金業の登録、契約証書等の書面の交付、取立行為の規制等	金融庁	金融課	貸金業の登録、貸金業者の指導監督等	第1号法定受託事務
品目の適正に応じた危害の防止	消費生活用製品安全法	一般生活用品の製造、販売の規制(PSCマーク制度)、安全向上の自主的促進措置(SGマーク制度)等	経済産業省 消費者庁	消費生活センター	販売事業者に対する報告徴収、立入検査等(H19.4.1～町村へ移譲・市は法定移譲)	自治事務
	ガス事業法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	ガス用品の指定機関による検定、形式承認、表示の規制、有資格者による工事又は監督の義務付け等	経済産業省	消防保安課	販売事業者に対する報告徴収、立入検査等	自治事務
	電気用品安全法	電気用品の指定機関による検定、形式承認等	経済産業省 消費者庁	消防保安課	販売事業者に対する報告徴収、立入検査等	自治事務
	火薬類取締法	火薬類(玩具花火)の取扱い、販売業者での保管や陳列の規制等	経済産業省	消防保安課	火薬類の譲受・消費に関する許認可	自治事務
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に必要な規制等	厚生労働省	業務課	薬局等医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業及び再生医療等製品販売業に関する審査、許認可及び監視指導	自治事務
					医薬品・医療機器等の製造販売業・製造業に関する審査・進達、許認可及び監視指導	第1号法定受託事務
	毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物に関する保健衛生に必要な取締り	厚生労働省	業務課	毒劇物の製造・輸入・販売業者及び業務上取扱者等に関する審査・進達、許認可・登録及び監視指導。知事権限に属するもの(製剤の製造等)は自治事務。大臣権限に属するもの(製造)は第1号法定受託事務	自治事務 第1号法定受託事務
	食品衛生法	不衛生食品等の販売等の禁止、食品等の規格基準の制定、営業施設の基準	厚生労働省	食の安全推進課	食品関連事業者に対する許認可及び監視指導 営業施設の基準の設定	自治事務
					営業施設への臨検検査、報告の徴収等	第1号法定受託事務
	食品表示法	食品表示基準、不適正な表示に対する措置、差止請求及び申出	消費者庁	食の安全推進課	食品関連事業者に対する指示・命令及び公表。	自治事務
					食品関連事業者に対する回収命令・公表及び報告徴収、立入検査等	第1号法定受託事務
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、食鳥検査の制度を設け、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止する	厚生労働省	食の安全推進課	処理業の許可、食鳥検査	自治事務	
				処理場等への臨検等、処理業者等からの報告徴収等	第1号法定受託事務	
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	住宅用洗剤アゾール製品、繊維製品のうち下着等のホルムアルデヒド等有害物質を含有する一般家庭用品の規制	厚生労働省 消費者庁	環境衛生課	製造・輸入・販売の事業を行う者に対する立入検査、報告徴収等	第1号法定受託事務	
試験検査等の充実	食品衛生法	不衛生食品等の販売等の禁止、食品等の規格基準の制定、営業施設の基準	厚生労働省	食の安全推進課	食品等の取去・検査	第1号法定受託事務
	食品表示法	食品表示基準、不適正な表示に対する措置、差止請求及び申出	消費者庁	食の安全推進課	食品の取去・検査	自治事務
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に必要な規制等	厚生労働省	業務課	薬局等医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業及び再生医療等製品販売業の申請に係る相談指導及び審査業務、取去試験、調査研究、研修並びに依頼試験等	自治事務
					医薬品・医療機器等の製造販売業・製造業の薬事申請に係る相談指導及び審査業務、取去試験、調査研究、研修並びに依頼試験等	第1号法定受託事務
	水道法	各種水道の規制、水質の検査、受水槽の管理等について規定	厚生労働省	環境衛生課	水道事業者に対する指示、報告徴収、立入検査等	自治事務
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	住宅用洗剤アゾール製品、繊維製品のうち下着等のホルムアルデヒド等有害物質を含有する一般家庭用品の規制	厚生労働省 消費者庁	環境衛生課	製造・輸入・販売の事業を行う者に対する立入検査、報告徴収等(検査は(地独)大阪健康安全基盤研究所で実施)	第1号法定受託事務

参考資料

3. 消費者施策に関する法令等について

項目	法律の名称	法律の概要	所管官庁	府の担当課	府の事務の概要	自治事務、法定受託事務の別
適正な消費者取引の確保						
商品・サービスの表示・契約等の適正化	特定商取引に関する法律	事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とし、消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、不適切な勧誘の禁止、法定書面の交付、不実を告げることの禁止など、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルール等を規定 (取引類型) 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入	消費者庁 経済産業省	消費生活センター	訪問販売業者等に対する指示、業務停止命令等	自治事務
	割賦販売法	割賦販売につき、手数料率等販売条件の表示、書面の交付、クーリングオフ等の規制等	経済産業省 消費者庁	消費生活センター	前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者に対する報告徴収、立入検査	自治事務
	家庭用品品質表示法	繊維製品、雑貨工業品等の家庭用品につき、製品の品質が識別できるような表示の標準化等	消費者庁 経済産業省	消費生活センター	販売事業者に対する指示、報告徴収、立入検査等 (H19.4.1~町村へ移譲・市は法定移譲)	自治事務
商品・サービスの表示・契約等の適正化 公正自由な競争条件の確保	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	会員募集の際の届出、契約締結の際の書面による情報の開示、クーリングオフ等	経済産業省	消費生活センター	会員制事業者等に対する指示、業務停止命令等	自治事務
	旅行業法	旅行者等及び旅行サービス手配業者の登録、有効期間の更新登録、営業保証金の供託、旅行業約款の導入、取引条件の説明、適正な広告表示、営業保証金の還付、報告徴収及び立入検査	観光庁 消費者庁	企画・観光課	旅行者及び旅行者代理業者、旅行サービス手配業者の登録等	自治事務
	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	新築住宅について、請負人や売主に課される資力確保措置等	国土交通省	都市居住課 建築振興課	法律に関する普及、啓発、質問・相談への対応等 (情報提供等) 大阪府知事許可・免許事業者が行う届出の受理等	自治事務
	計量法	正確な計量器の供給、正確な計量器使用、正確な計量、商品量目の規制等	経済産業省	計量検定所	事業者に対する登録・届出・指定・計量器に対する検定・検査、計量関係事業者等立入検査及び計量思想の普及啓発	自治事務
	農林物資の規格化等に関する法律 (JAS法)	飲食物品以外の農林物資の規格の策定及び品質表示の適正化	農林水産省 消費者庁	流通対策室	飲食物品以外の農林物資の規格の策定及び品質表示の適正化	自治事務
	食品表示法	食品表示基準、不適正な表示に対する措置、差止請求及び申出	消費者庁	食の安全推進課	食品関連事業者に対する指示・命令及び公表。 食品関連事業者に対する回収命令・公表及び報告徴収、立入検査等	自治事務 第1号法定受託事務
	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (米トレーサビリティ法)	米穀等の取引の際の情報の記録及び産地情報の伝達業務等を規定 (米トレーサビリティ法)	農林水産省 消費者庁	流通対策室	米穀等の産地伝達や表示の適正化を推進するための米穀事業者に対する啓発や指導	自治事務
	自動車運転代行業の適正化に関する法律	自動車運転代行業者の認定、自動車運転代行業者の遵守事項の規定、監督等	国土交通省	交通道路室	自動車運転代行業に対する報告徴収、立入検査等	自治事務
	不当景品類及び不当表示防止法	一般消費者に誤認される商品又は役務についての不当な表示の規制等	消費者庁	消費生活センター	事業者に対する指示 (H26.12.1 から措置命令)、報告徴収、立入検査等 (指示は平成23.4.1~、措置命令は H27.1.1~大阪府へ移譲)	自治事務

参考資料

3. 消費者施策に関する法令等について

項目	法律の名称	法律の概要	所管官庁	府の担当課	府の事務の概要	自治事務、法定受託事務の別
消費者教育・情報提供の強化						
消費者教育の総合的・一体的な推進	消費者教育の推進に関する法律	消費者教育の総合的かつ一体的な推進	消費者庁	消費生活センター	消費者教育の推進	自治事務
消費者啓発・教育の充実	健康増進法	食生活の改善や栄養に関する正しい知識の普及	厚生労働省	健康づくり課	・特定給食施設に対する指導 ・特別用途食品申請に関する指導、食品の虚偽誇大表示等に関する相談・指導	自治事務
	食品衛生法	不衛生食品等の販売等の禁止、食品等の規格基準の制定、営業施設の基準、食品衛生に関する正しい知識の普及等	厚生労働省 消費者庁	食の安全推進課	消費者及び食品関係事業者に対する食中毒予防等食品衛生に関する正しい知識の普及	自治事務
消費生活に関する情報提供の充実	建築基準法	安全で安心なまちづくりの実現を図るための建築物等の安全、防火、衛生上の基準	国土交通省	建築指導室	建築確認、中間完了検査、許可、認定や違反建築対策等、建築物についての台帳の管理と閲覧	自治事務
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じることなどにより、高齢者の居住の安定の確保を図る。	国土交通省 厚生労働省	都市居住課	高齢者世帯の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、登録簿を一般の閲覧に供するなどにより、高齢者に情報を提供	自治事務
望ましい消費生活の提案	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）	容器包装廃棄物の消費者の分別排出、市町村の分別収集、事業者の再商品化の責務	環境省 経済産業省	循環型社会推進室	法令の周知、分別収集促進計画の策定	自治事務
	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	家電廃棄物の減量と再商品化等を図るための製造業者、小売業者の義務	環境省 経済産業省	循環型社会推進室	法令の周知	自治事務
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）	使用済小型電子機器の再資源化を促進するための廃棄物処理法の特例	環境省 経済産業省	循環型社会推進室	法令の周知	自治事務
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）	食品関連事業者が食品廃棄物について、発生抑制、再生利用、減量等を行う責務	農林水産省	流通対策室	法令の周知	自治事務
	食品ロスの削減の推進に関する法律	多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進	消費者庁	流通対策室	・食品ロス削減の推進 ・食品ロス削減推進計画の策定	自治事務
消費者活動の支援						
生活協同組合の活動支援	消費生活協同組合法	消費生活協同組合の許認可、運営に関する監督指導等	厚生労働省	男女参画・府民協働課	消費生活協同組合の設立、解散等の許認可及び運営に関する監督指導	自治事務
物価安定対策等						
生活関連物資の価格・需給動向の調査・監視等	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	生活関連物資の異常高騰の抑制、物資の価格・需給の調査、販売業者に対する規制等	消費者庁	消費生活センター	生活関連物資等の売り渡しの指示（H19.4.1～市町村へ移譲・政令市は法定移譲）	第1号法定受託事務
	国民生活安定緊急措置法		消費者庁		生活関連物資等の標準価格等の表示の指示及び標準価格以下での販売の指示（H19.4.1～市町村へ移譲・政令市は法定移譲）	第1号法定受託事務
流通の合理化・適正化	卸売市場法	卸売市場の適正な管理及び運営、市場関係者の業務指導監督	農林水産省	流通対策室	地方卸売市場の開設及び卸売の業務についての許可等、市場業務についての規制及び監督	自治事務



大阪府

大阪府消費生活センター 令和元年9月発行

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10

アジア太平洋トレードセンター I T M棟 3階/TEL: 06-6612-7500